

全 刀 商

全国刀剣商業協同組合 年報

第 27 号



特集 / 全国刀剣商業協同組合 創立30年



表紙解説		1
■平成30年度全国刀剣商業協同組合の活動に向けて		2
ご挨拶	清水儀孝	2
空の青さを知る	伊波賢一	2
急がば回れ	土肥豊久	3
あらためて組合とは	服部暁治	3
「刀剣評価鑑定士」を取得しましょう	嶋田伸夫	4
刀剣業界の「上質」を目指す（続編）	佐藤 均	5
母と野球	網取譲一	6
■「刀剣評価鑑定士」認定事業の開始に当たって	清水儀孝	7
■業界関連情報詳説		8
「種の保存法」改正案が国会を通過、公布	伊波賢一	8
文化芸術基本法が成立、次は文化省の創設を	清水儀孝	9
古物営業の実態調査に応え、業界の要望を伝達	服部暁治	10
「大刀剣市」出店者事前説明会を東京美術倶楽部にて開催	嶋田伸夫	11
若手委員の活躍で例年以上に充実	嶋田伸夫	12
第30回「大刀剣市」を開催	嶋田伸夫	13
待望の新刀剣博物館がオープン	生野 正	14
偽造刀剣・鑑定書にご注意！		15
特別交換会と懇親会を開催	嶋田伸夫	17
新設される消費税軽減税率制度について		18
銃砲刀剣類の所有者変更届はなぜ必要か	冥賀吉也	19
登録証問題を考える	登録証問題研究会	20
■第31回通常総会		24
議事		24
平成29年度事業報告		24
平成30年度事業計画		27
■新組合員・賛助会員紹介		28
■平成30年度役員・委員会構成		29
■平成29年度組合活動の記録		30
特集／全国刀剣商業協同組合創立30年		
■組合30年の歩み		34
■歴代役員		41
■組合創立30年に寄せて		44
「全刀商」草創期の動向	飯田一雄	44
結成参拾年	朝倉万幸	46
全刀商・刀防連合併のころの思い出	飯田慶久	47
組合は一日にしてならず	深海信彦	48
■組合発行物		49



草廬三顧図大小鐺 銘 長州友光作 鉄地丸形鋤出彫金銀素銅象嵌色絵

(大)縦：79.5mm 横：79.5mm 切羽台厚さ：3.3mm / (小)縦：80mm 横：80mm 切羽台厚さ：3.3mm

劉備が関羽と張飛を伴い、陸中で隠遁生活を送っていた諸葛孔明をその草廬に三度訪れて出仕を促し、軍師として迎え入れる三国志の名場面「草廬三顧図」である。

遅くとも江戸時代初期には既に明より輸入されていた『三国志演義』。元禄年間に刊行された日本語訳『通俗三国志演義』は江戸の人々に大いに歓迎され、その後日本風アレンジが加えられた『三国志演義』が続々と刊行された。18世紀初め、江戸の知識人の間では空前の中国語学習ブームが興り、『三国志演義』『水滸伝』や『西遊記』などを教材に熱心に学んでいたという。さらに当人気絵師に挿絵を描かせた絵入りの『三国志演義』が刊行されると、

それまでの日本にはなかった壮大なスケールで展開される権謀術数の物語に、江戸の庶民は夢中になった。ちょうどそのころ、宗珉をはじめとする名だたる金工たちも三国志の名場面を画題に採り入れ、制作している。

長州鐺特有の深い錆色と艶が美しい鉄地を真丸形に造り込み、確かな肉置きで濃密な鋤出彫りで描かれた三国志の英雄たち。細部まで詳細に描写され、殊に関羽と張飛の衣の襷は硬い鉄地に柔らかな布の質感を感じさせて見事。鮮やかな鑿行きは、奥行きのある室内、生い茂る草木や、つながれた牛、背景となる自然の描写にも及び、この工の非凡な才を証している。
(立野朱美)

ご挨拶

理事長
清水 儀孝

平成最後の年の、皐月晴れ続く5月17日(木)、東京美術倶楽部において第31回通常総会を開催し、組合員の皆さまのご協力の下、議案は全て可決され、滞りなく審議を終えることができました。ここにあらためて感謝を申し上げます。

今年度の市場運営事業(交換会)は、予算以上の成果を上げることができました。年度末の3月17日には特別交換会を開催、約80名の参加と客員をお迎えし、初めての試みである懇親会に至るまで盛大かつ和やかに執り行うことができました。

共同販売事業の第30回「大刀剣市」も、例年とはほぼ同じ規模の72店舗の参加で、お客さまのご期待に応えることができました。

全国刀剣商業協同組合は昭和62年9月24日に、当時の中曽根康弘内閣総理大臣より設立認可を頂き、創立されました。警察庁の所管の下、全国中小企業団体中央会のご指導を受ける協同組合であります。

理念とする相互扶助の精神と社会的経済的地位向上を目指し、当初から大刀剣市や市場運営などの諸事業を行ってまいりましたが、近年では当機関誌のほかに『刀剣界』新聞を発行しております。今や購読者数も2,000を超え、刀剣業界にはなくてはならない情報紙との評価を頂くまでになりました。

昨年の総会にて組合員の皆さまからご承認いただいた資格認定事業「刀剣評価鑑定士」については現

在、鋭意準備を進めており、この5月17日には30名の参加で第1回模擬試験を実施いたしました。

「刀剣評価鑑定士」は、刀剣商の社会的信用と地位の向上を図り、刀剣の普及と発展に寄与していくものであります。すなわち本資格事業では、刀剣の売買に携わる者に不可欠な知識・技能を明らかにし、その錬成を図りつつ、刀剣の評価鑑定に必要なかつ十分な能力を認定してまいります。

現在、私たち刀剣商は古物営業法に基づき古物商許可さえ取得すれば、建前としては、どんな高価な刀剣でも扱えることになっています。しかし、お客さまからすれば、信用や看板といった価値も大切です。資格社会と言われる今日、厳しい競合の下で新たなニーズに 대응していくには、現状は必ずしも十分ではありません。

今後は、この「刀剣評価鑑定士」を組合員・賛助会員の皆さまが大いに活用して下さることを期待します。諸先輩が築き上げてこられた全国刀剣商業協同組合の30年の歴史と伝統は、必ず後世に伝え、守り育てていかなければなりません。また、全国刀剣商業協同組合が、皆さまにとって不可欠な“冠”となれるよう努力してまいります。

末尾となりますが、組合員・賛助会員の皆さまのますますのご発展とご健勝を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

空の青さを知る

副理事長
伊波 賢一

先般、全国刀剣商業協同組合は31歳となった。その間、組合にはさまざまなことがあったかと思う。当然、一般社会でもいろいろな変化があった。

30年前はちょうどバブル経済が頂点を迎えた時期で、覚えている方は、ただ夢の世界を懐かしむが如くであろう。

就職もようやく氷河期を終え、明るさが見え始めた。当時就職した同級生は、金融機関の支店長、商

社系の部長・役員、サムライ(士)業の第一線、小企業経営者などさまざまだ。私たちは刀屋? 美術商? と呼ばばよいだろうか。同期、友人たちとの交流は視野を広げてくれる。元気であれば仕事が続けられることに「最近は」羨ましがられたりする。

一般社会とわれわれの商業活動の違いを今さら取り上げるつもりもないが、大企業が今話題のコンプライアンスや諸ハラスメント、各種環境対策には学

ぶべきものが実に多く、貴重な見聞は吸収すべきところである。

さて、美術商として商業活動をする際は、さまざまな法令下に置かれている。銃刀法、古物営業法はもとより、種の保存法、押し買いに関わる特定商取引法、文化財保護法、外為法などか。いやまだまだ広義での商法、税法はたくさんの枝葉に分かれて関わっているが、全てを習得し、また変更にも対応していくことは重要であるが、一方大変である。

この美術業界には東京都古物商防犯協力連合会や全国美術商連合会という、刀剣商だけではなく宝

石・書籍・自動車などを含めた古物扱い業者や、浮世絵・現代美術を含めた諸美術の連絡会があり、得意分野で活躍している。旬なところでは、象牙取引やマイナンバーに関わる税務案件、美術品の減価償却などだろうか。

私たちは旬な情報を活用し、井の中の蛙になることなく、時流に乗り社会と足並みを揃え、全刀商として有効利用することが、刀剣商の本当の地位向上と確立につながるのではないかと思う。そのパイプ役となることが、使命ではないかと思うこのごろである。

急がば回れ

副理事長
土肥 豊久

刀剣製作にかかわるたくさんの方がおります。刀匠・研師・白銀師・鞘師・塗師・蒔絵師・柄巻師・金工師・彫師・組紐師など、刀職と言われる人たちです。それらの一つ一つの作品が、世界に類のない素晴らしい工芸品として注目されております。

武器として生まれた刀剣ですが、土農工商のトップである武士の表道具として最も大切にされ、お金もかけ、なお信仰や主を思う忠誠心が込められ、身を守る・家族を守る・国を守る精神的な支えでもありました。

平安・鎌倉・南北朝の刀剣は、全美術品の中でも群を抜いて数多く残っており、国宝・重要文化財・重要美術品の数は一番です。それらの美術工芸品を商いさせていただいているのがわれわれ刀剣商です。

昔は、刀剣商は人を斬る物を扱っているとの偏見から美術商の中でも低く見られていましたが、最近では見直され、地位が上がってきています。少しずつ少しずつではありますが、その地位の向上に全国刀剣商業協同組合が多大な貢献をしてきていること

は、皆さんの考えている通りです。

全刀商から何かをしてもらうのではなく、全刀商に皆さんが何ができるかを考え、協力してくださる人がたくさん出てくれば、刀剣業界そのものがますます良くなり、ひいては美術業界が、そして日本の文化が世界に認められ、日本の心を世界中に広げられるようになると思います。

それには、一人一人が十分な力を付け、商いをしていかなければなりません。

遊び心も大事です。車でハンドル・ブレーキに遊びがないと、軽く手を触れただけで車が横に行ったり、少し踏んだだけで前のめりになったりと、とても高速でなど運転できるものではありません。

商売人にも適度の余裕と遊びが必要です。自分や家族のためはもちろん大事ですが、刀剣業界のために何かをしてあげるといふ“遊びの心”をぜひ皆さんに持っていただきたいものです。

それが刀剣業界の地位向上、相互信頼につながり、ひいては自分のプラスになってくるものだと思います。お互い力を合わせて進んでいきたいものです。

あらためて組合とは

副理事長
服部 暁治

刀剣業界に身を置く者として常々感じていることですが、刀・刀装具・甲冑はそれぞれ手作りの匠の

世界であって、同じものはこの世に存在しません。絵画・陶芸などの美術工芸品もすべて同様です。故

に、一般のビジネス社会のような競争原理が作用しないようです。

工業製品のように同じものは二つとないから、スーパーや家電業界、牛丼チェーン店のように価格競争に陥らず、激安・価格破壊・コストダウンなどという言葉とは無縁の別世界です。

業者同士は本来ライバル関係であるはずなのに、やれゴルフコンパ、飲み会だ、グルメ会だ、海外リゾートツアーだとかいっては、しょっちゅう群れ立って出かけている。業者同士は「仲間」と呼び合い、兄弟・親戚より強い結束を持っているようにも見えます。

ある意味、癒着の世界です。愛好家筋が本来、「これはけしからん」と叫んでもよさそうですが、声にはなりません。愛好家の中には将来、業者の仲間入り予備軍もいるからでしょうか!? これが一般のビジネス社会なら、公正取引委員会に「闇カルテルだ」と指摘されかねません。

談合・カルテル・価格協定などの黒い疑惑で、建設業界・電機業界・自動車部品業界などが摘発されて、マスコミにたびたび登場します。何十億円の罰金を取られているのに、業界のため、会社のため、所属する組織のためとあって、また懲りずにルール違反をやっています。

われわれ刀剣業界の先達たちは35年前に、業界の

ためにと全国組織の組合を作りました。

複雑な法務・登記等の手続きを経て、事務所を借り、事務員を置き、事務処理に長けた人を招いて、組合の形は整えても、何をしたら組合員のためになるのか、それがわかるのはやはり組合員である刀剣業者にほかなりません。おのずと刀剣業者自身の手で組合を運営していかなければなりませんし、実際そうしてきました。

それ故、一層、業者同士の結束が強くなったかという、話はそう単純ではないようです。一部には結束の弱さを歓迎する向きもいるでしょうから。

実際、組合運営に携わる者同士は、否が応でも会合のたびに顔を合わせるわけですから、より親密にならざるを得ません。

日本経済が東京一極集中化していることに賛否両論ありますが、刀剣組合も相似しています。組合員の65%が東京圏にて営業していますし、交換会・大刀剣市・理事会・組合総会……すべて30年間、東京圏開催です。やはり地理的・物理的にも、選択の余地がなかったようです。

地球の裏側の人とリアルタイムで取引できるほどの今の情報社会故、全国の組合員が輪番で組合事業運営に協力し、当たられたら、業者同士の“ゆるやかな”結束がよりいっそう得られるのではないかと期待するのですが……。

「刀剣評価鑑定士」を取得しましょう

専務理事

嶋田 伸夫

社会が年々多様化する中で、企業に求められる価値観も急速に変化しており、それへの対応の遅れが社会的責任を果たしていないとされ、その業界や企業は厳しい評価と経済的損失を被ることがあります。例えば、地球環境（地球温暖化）を考慮しない商品開発などは考えられない時代であり、近年最も重要視されています。

日本刀という文化財を取り扱う刀剣業界も、例外ではありません。現代社会に適応した業界のあり方や貢献が求められているのではないのでしょうか。

全国刀剣商業協同組合が刀剣を扱う総理大臣認可の唯一の組合である以上、日本刀に関する社会的な責任を負っていることは否定し得ない事実です。

当組合は平成28年、そうした責任の一端を果たす

べく新たな事業を開始することを決断しました。刀剣商に対する社会の信頼性を高めるとともに、お客さまが安心して刀剣類に親しんでいただくことを目的とする「刀剣評価鑑定士」資格認定事業です。本資格は、組合員の皆さまの事業展開にも大いに役立つことと思います。

組合ではこれまでも銃砲刀剣類所持等取締法や古物営業法をはじめ、業務上必要な関連法令の情報を内外に発信してきましたが、本検定試験においても実戦的な法令問題を盛り込みます。

さらに刀剣・刀装具の知識、甲冑・武具の知識、作刀・刀職の知識、評価・鑑定の知識など、幅広い内容で出題します。

刀剣商として、関連する法律・歴史・文化などの

総合的な知識を身に付ける大変良い機会ともなり、組合員全員がこの資格を取得されることを目指します。本資格は、刀剣商の社会的信用と地位の向上を図る当組合の設立の理念に合致しており、将来的には公的な資格への認定を目指します。

警察庁をはじめ、斯界の公益財団法人日本美術刀

剣保存協会・公益財団法人日本刀文化振興協会・一般社団法人日本甲冑武具研究保存会・全日本刀匠会・美術刀剣研磨技術保存会・美術刀剣外装技術保存会等の各団体にも協力を要請しつつ、年内に本格始動する予定です。

引き続き皆さまのご支援をお願い申し上げます。

刀剣業界の「上質」を目指す（続編）

常務理事
佐藤 均

全国刀剣商業協同組合の組合員の皆さま方におかれましては、日ごろより一方ならぬご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

昨年、協同組合法に基づいて任期満了に伴う理事選挙が行われ、深海理事長（前理事長）から新たに清水理事長（現理事長）が選任され、同期より私佐藤も常務理事という大役を仰せつかりました。あれからというもの、あっという間に1年以上が経過いたしました。

日を追うごとに時の流れの速さに驚いてしまいましたが、同世代の方々もきっと同じ意見を持っておられることでしょう。今年で還暦を迎え、人生の第3コーナーを通過いたしました。前年度は組合設立から数えて30周年という節目の年で（1987年全刀商設立）、自分の中では大きな2つの節目を体感した気持ちであります。

逆に申し上げますと、新たなスタートラインに立たせていただいたとも言え、あらためて“初心を大切にしていかなければ！”と思う次第です。

前回の投稿でも少しだけ触れさせていただいた通り、私ども刀剣業界は全般的に見渡しますと（一部を除き）決して順風満帆ではない気がいたします。それは、ここ数年来の刀剣ブームとは逆行する形で、先代や先々代が残した美術刀剣を慈しみ、世代を超えて「大切にしてく心」が急速に減衰している現象の顕れでもあります。

さらには刀剣の取引上欠かせない鑑定書を取得する際の、審査出品から返却、そして鑑定書が交付される当該の一連の期間が非常に長いことも、われわれ刀剣商にとっては資金面を含めた負担が増している紛れもない事実であります。

全刀商組合員が一丸となって、そういった事象を

少しでも解決いくための案を出し合い、結果として審査団体への協体制をもっと強固なものとしていく必要があると、お思いになりませんか？

一般企業では早くから常識的に、PDCAサイクルの活用を取り入れた事例が多く、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し合える関係を審査団体と当組合が構築できればと思います。それを1日でも早く実現可能とするには、申すまでもなく、組合員の皆さまの一致団結、お力添えが必要不可欠といっても過言ではありません。

また、執行役員で現在推進しております「刀剣評価鑑定士」事業は、商いの側面と、刀剣と正面から向き合う鑑定業務という側面を性質上持ち合わせています。例えば、正真作にもかかわらず「審査結果保留」となった場合でも、当組合員における「刀剣評価鑑定士」取得のメンバーが10名全て「正真」とみなす場合は、次回審査にて無条件で合格となるシステム構築の可能性を秘めた事業でもあると考えます。多少過激で批判的な文章とは存じますが、今この時にやるべき重要な懸案事項、と確信いたしております。

次の世代に引き継ぐためにも、「プロフェッショナルとしての知識と見識」を再度見つめ直し、刀剣業界が古美術業界全般におけるリーダー的存在を再構築し、組合員のみならず、事業承継した人たちが、日本文化の象徴でもある「日本刀」を業として成長していくための模範となるよう、全刀商も今後弛まぬ努力と研鑽をしていく必要があります。

そのためには、各組合員の方々からのご協力はもとより、さまざまな意見交換が可及的速やかに行われるよう、役員の一員として努めてまいります。

母と野球

常務理事
網取 譲一

12年前、母が他界したとき、棺に母の好きだったプロ野球選手たちのカードや写真を、かつて当家の家政婦で当時横浜ベイスターズの球団職員だった女性が入れようとし、葬儀関係者に制される。何でもお元気な方々の写真を棺に入れるのはご法度だと、その時知る。

母は野球が好きで、14インチのブラウン管での観戦のほか、よくスタジアムに行っていた。何せ母の冥途の土産は、私と行った96年のオリックス対巨人の日本シリーズ。監督は仰木彬、長嶋茂雄。先発星野、斎藤雅。オ軍の右翼手はこの日、本塁打を打つメジャー入りが噂されるイチロー。始球式は新人女優の松たか子。

話を葬式に戻すが、棺に入らず焼却を免れセーフとなった選手、OBの顔という顔。横浜の佐々木主浩投手は順当、ヤクルトの古田捕手・中井アナウンサー夫妻はゼネコン広告の切り抜き。近鉄の梨田捕手は89年の日本シリーズ、巨人が3連敗を食った後4連勝したあのシリーズの4戦目を、母はドームで巨人の先発香田投手の婚約者のそばで観戦。振り返

り、NHK放送席にいた梨田さんを見つけ「男前だ」とファンになったため。

そして、これを見つけるのはホネだったなと思わせる、今は故人となったが往年の名投手の写真も。ヒント、東映フライヤーズ。ヒント2、江戸っ子。ヒント3、全国刀剣商業協同組合の現理事長、清水儀孝氏がこの人のお元気だったころにだんだん似てきている。

あの世の母が清水理事長を見たら、土橋さんと似ていると思うだろうか。いや、本物の土橋正幸投手の力投をあの世の駒沢球場で観戦しているのかもしれない。

この土橋さん、ヤクルトの監督時代に悪い癖があった。投手出身の氏は苦勞人投手や新人投手を勝ち投手にしたい一心で続投を伸ばし、結局火の車となった。これは二の轍を清水理事長が踏む悪い予兆でないといいのだが……。理事長、悪いことは言わない。私が失投を重ねたら、いち早く見切ってマウンドから降ろしてほしい。

「刀剣評価鑑定士」認定事業の開始に当たって

理事長 清水 儀孝

全国刀剣商業協同組合では、一昨年5月17日の第29回通常総会において、新たに資格認定事業（刀剣評価鑑定士）を開始することを満場一致で可決承認しました。

わが組合は、定款第1条に「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を推進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること」を目的に掲げています。本事業はまさしくそれに合致し、さらに刀剣商の社会的信用と地位の向上を図り、刀剣の普及と発展に寄与していくものでもあります。

すなわち本資格は、刀剣の売買に携わる者に不可欠な知識・技能を明らかにし、その錬成を図りつつ、刀剣の評価・鑑定に必要な能力を認定します。その名称は「刀剣評価鑑定士」です。

資格には大別して、①法律に基づき、国や国から委託を受けた機関が認定する国家資格、②所轄省庁や大臣が認定した審査基準に基づき、地方自治体や公益法人、民間団体などが試験を行い認定する公的資格、③民間団体や企業が独自の審査基準を設けて認定する民間資格、の3つがあります。

中身について見ると、取得しなければその業務を行うことができない資格や、ライセンスではないが社会的信用度や知名度の高い資格、さらには信頼性や社会的認知度も低く、こんな分野にもあったのかという資格までさまざまで、①と②を合わせると1,000、③まで含めると3,000以上もあるとされます。現在のわが国が「資格社会」と言われる所以です。

それでは、私たち刀剣商には仕事の裏付けとなるどんなライセンスや資格があるのでしょうか。

まずは古物商許可証です。しかし、古物商とは古物営業法で規定する古物を仕事として売買または交換する業者・個人を指し、取り扱う品物の多様さと相まって、金券ショップやリサイクルショップ、OA機器のレンタル店まで幅広く含みます。刀剣商に限定するものではありません。しかし、古物商許可証以外には必要ではない、必要ないからこそ、長年の努力で培われた鑑識力や信用が物を言うのだ——これも真理です。

一方で、一千年の伝統を有し、国宝・重要

文化財に最も数多く指定されている日本刀が、「刀剣商」を自称するだけで売買できるのかという指摘にも一理あります。さらには、○品整理士や○活アドバイザーを名乗る人々を信用し、代々の家宝が二束三文で持ち去られた例、価値を知らずに家財道具とともにリサイクル業者に任せてしまった例、刀が発見されたが物騒に思って警察署に処分を依頼した例など、後で聞いて残念な思いに駆られる事例は枚挙にいとまがありません。

これは私たち刀剣商の力不足、認知度の低さにも一因があると率直に反省せざるを得ません。

全国刀剣商業協同組合は内閣総理大臣に認可され、警察庁の所管する組合です。その信頼性を背景として、刀剣評価鑑定士の認定事業を発展させ、刀剣に対する世の正しい認識を促し、その保存に資していきたいとも考えます。

今から22年前の『全刀商』第14号に、当時の荒勢英一理事長が次のように記しています。

「組合が行う評価鑑定は、定款に明記されている認可事業であります。実行すべきものなのです。ただ、当然ながらその方法論については、さまざまご意見があり、検討すべき今後の課題でもありましよう」。故荒勢元理事長が私たちに遺した宿題への回答が、今ようやく示されようとしています。

深海前理事長の下で発足した刀剣評価鑑定士実行委員会は、20数回の会議を経て、認定試験問題集や資格認定事業規約の作成作業をほぼ終え、いよいよ実施の段階に至りました。今後は、警察庁・文化庁・都道府県教育委員会・公益財団法人日本美術刀剣保存協会・公益財団法人日本刀文化振興協会・一般社団法人日本甲冑武具研究保存会・全日本刀匠会・美術刀剣研磨技術保存会・美術刀剣外装技術保存会等関係機関のご指導を得つつ、本資格の信頼性と認知度を高めていくことに努めてまいります。

当組合は創立30年を迎えました。刀剣評価鑑定士は、この先5年後、10年後を担う人々にとって必ずや不可欠の資格となります。この節目の折に、刀剣業界の未来に向けた画期の事業を何としても成功させなくてはなりません。

組合員の皆さん、賛助会員の皆さん、本紙読者の皆さん、絶大なお力添えをお願い申し上げます。

以下の記事は平成29年度に発行した『刀剣界』から、原文のまま再録したものです。

「種の保存法」改正案が国会を通過、公布 象牙等の事業者管理強化で罰則厳しく

6月12日、東京美術倶楽部に経済産業省生活製品課の担当者を招き「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」いわゆる「種の保存法」の一部改正についての説明懇談会を開催した。

これは改正案の国会通過、公布を機に、以前より象牙等の管理制度の周知で協力してきた当組合へ同省から今回も周知の依頼があり、それを受けたものであった。

種の保存法における象牙部分の改正の背景を確認すると、次の通りである。

アフリカにおけるゾウの密猟が後を絶たないことから、国際的には規制強化の流れが強まりつつあり、昨年9月24日～10月4日のワシントン条約締約国会議では、密猟や違法取引につながる象牙の国内市場の閉鎖決議が採択された。同決議は、厳格に管理されているわが国の象牙国内市場の閉鎖を求めているものではないが、密輸や違法取引の根絶に向けた国際的な関心の高まりも踏まえ、日本としても、象牙



新法について多くの質問が寄せられた

の国内取引に対してさらに厳格な管理を行っていく考えを表明している。

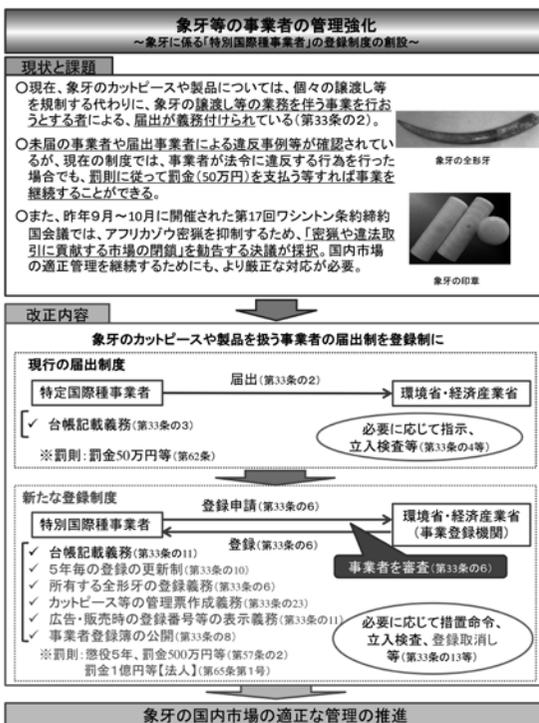
このような状況から、今般国会において、現行届出制となっている象牙製品の製造販売事業を登録制（5年ごとの更新制）とし、これまでは規制対象でなかったカットピース（分割牙）等を規制対象に含める等の改正案が可決・成立し、本年6月2日に公布された。

ここで注意しなければならないのは、「自分は刀剣商で、象牙全形牙は扱わないから無縁」と解釈してきた方である。

現行法においても、全形牙の取引は登録票とともに扱う必要があり、またカットピースや端材、象牙製品等の取引には、「特定国際種事業者」の届出をして、当該製品の取引を台帳に記載する義務があるが、ここで言う象牙製品等は、掛け軸や茶道具に使用されていることが多く、一見するとわれわれとは無関係に思える。

しかし、象牙製品等は時代の新旧、大きさに関係ない。しゃれた刀剣外装や白鞘の鳩目に象牙が使われることが皆無とは言えない。特に新法では罰則等も厳しくなることから、これらの製品を扱う方は、現行法においては事業届出を、新法施行後においては事業登録を行う必要がある。

さて、表中で強調されているので、お気づきの方もいるであろう。改正の大きな違いに、今までは「届出」をして特定国際種事業者となっていたところ、改正後は「登録申請」の後、審査を通して初めて特別国際種事業者になる点である。また、届出は



無料であったが、登録は登録免許税法の範疇となるため、新規登録申請には9万円がかかる。もちろん新法施行前の今なら届出で済み、無料である。

なお、新法施行後の各種手続きには、別途実費による手数料が必要となる見込みである（現時点で金額は未定）。

折しも6月20日の『日本経済新聞』夕刊に、象牙の不正取引で古物商が書類送検されたとの記事が掲載されていた。大量取引によるもので、刀剣業界の

事例とは少し違うが、取り締まりは強化されるであろう。

6月2日の官報に掲載された新法は公布から1年以内、つまり平成30年6月1日までに施行されるが、具体的な施行日は今後定められる。

届出を済ませていない事業者は、早めの届出をお勧めします。

届出と問い合わせは各経済産業局まで。

(伊波賢一)

文化芸術基本法が成立、次は文化省の創設を 全美連など17団体で構成する文化芸術推進フォーラムが提唱

6月13日、東京プリンスホテルにて「文化芸術振興議員連盟40年・文化芸術推進フォーラム創立15年・文化芸術基本法の制定～文化芸術立国」の記念祝賀会が開催された。

文化芸術振興議員連盟（河村建夫会長）は、文化政策の抜本的な改革を目指しつつ、文化芸術の振興を図ることを目的とする超党派の議員連盟。

一方の文化芸術推進フォーラム（野村萬議長）は、平成14年に前年の文化芸術振興基本法成立を支

援した芸術諸団体が集い、文化芸術振興基本法推進フォーラムとして発足、翌年に現行の「文化芸術推進フォーラム」と改称した。現在は17の団体で構成される。文化芸術が社会において果たし得る役割を十二分に発揮していくことを目指し、同法の理念の浸透、啓発、政策提言などの活動を行っている。

全国刀剣商業協同組合が加盟する一般社団法人全国美術商連合会（浅木正勝会長、全美連）も構成17団体の1つである。

連携する両機関は今後、「五輪の年には文化省」をスローガンに、文化庁から文化省の創設に向けた活動を加速する。われわれ全国刀剣商業協同組合も微力ではあるが、全美連を通じて役割を果たしていきたい。

祝賀会場の東京プリンスホテル「プロビデンス

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等
法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。
2. 総則
基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。
(基本理念の改正内容)
①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
3. 文化芸術推進基本計画等
政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。
4. 基本的施策
① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。
など
5. 文化芸術の推進に係る体制の整備
政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(施行期日は公布の日)



500名近い賛同者で賑わった祝賀会

ホール」は500名近い参加者で賑わったが、宮田亮平文化庁長官の中締め挨拶で散会となった。

祝賀会に先立って文化芸術推進フォーラムは都内で記者会見し、文化芸術の振興や技能継承を国が支援する文化芸術基本法の早期制定や、「文化省の創設」を訴えた。

フォーラム議長で人間国宝の狂言師・野村萬さんは「文化芸術は多くの人が力強く生きていくための

心のよりどころだ」と基本法の意義を強調。文化関連省庁の一元化を目指し、関連する政策を一元的に担う「文化省」創設をアピールした。

文化芸術基本法は、現行の文化芸術振興基本法を改正・改称し、国に支援の基本計画作成を義務づける内容となっている。同法は6月16日、参議院本会議において全会一致で可決成立した。

(清水儀孝)

警察庁安全企画課担当官が組合を来訪 古物営業の実態調査に応え、業界の要望を伝達

去る7月10日、猛暑の中を警察庁幹部のお二方が新宿区の全国刀剣商業協同組合事務所を来訪されました。同庁生活安全局生活安全企画課の仲山博隆警視と谷口宣男警部です。

ちょうど1年前の7月14日には当組合から私たちが霞ヶ関の警察庁をお訪ねし、仲山・谷口のご両名と懇談しています。

今回は、当組合も新体制になったのでご挨拶に伺おうという矢先でした。

組合側は清水儀孝理事長・伊波賢一副理事長・嶋田伸夫専務理事・生野正理事、それに私、服部が対応しました。

今回訪問された主な目的は、平成14年の古物営業法の大規模改正から約15年が経過し、インターネットの急速な普及などにより、古物営業のあり方も時代の流れに合わせて変化していることから、古物営業者の業務の実態を把握するとともに、幅広く古物営業者の意見や要望を収集し、今後の検討材料として活用すべく、ヒアリング調査を実施するためとのことでした。

われわれ5名は、店に戻れば常に懸命な営業活動にいそしんでいますから、警察庁が用意されたアンケート用紙にまずは最近の業務の様子を記入し、その後、懇談に移りました。

警察庁の両氏からは、最近の振り込め詐欺の新しい手口やサイバー犯罪の現状などが紹介され、さらにネット取引の注意事項などの説明がありました。



警察庁と当組合との懇談が1年ぶりに実現した

続いて清水理事長から、当組合が設立30周年を迎えたことに伴う記念行事についてご案内し、業務関連事項として銃砲刀剣類登録証の諸問題解決に向けてもさまざま活動していることを報告しました。

また、本年度からいよいよ刀剣評価鑑定士の資格試験を実施することを伝え、併せて試験問題のうち、古物営業法と銃砲刀剣類所持等取締法についての監修協力と、今後の運営に対するご支援をお願いしました。

そのほか、お二方の時間の許される限り、いろいろな事柄について話し合いました。

警察庁はわれわれ全国刀剣商業協同組合を所管する主機関であり、両者はいわば親子のような関係ですから、これからも大いに協力し、強い絆を保っていききたいものです。
(服部暁治)

「大刀剣市」出店者事前説明会を東京美術倶楽部にて開催

全国刀剣商業協同組合（以下「全刀商」）の共同販売事業である「大刀剣市」出店者事前説明会を7月17日に開催しました。

今年で30回を迎えることができるのも、組合員と出店者、それに毎年万全の態勢で大刀剣市開催に取り組んでこられた過去の実行委員会の皆さんのおかげです。



大刀剣市説明会に出席された出店者（東京美術倶楽部にて）

普段は個々の商いに精進する組合員も、大刀剣市においては刀剣商の地位向上を共に目指し、行動していることが今日の成功につながっているものと思います。今後も良い伝統を引き継いでいくことを心がけていきたいと思えます。

大刀剣市の位置付けを再確認し、その意義を外部に統一的に発信していただくためにも、年に1度の共同販売事業の事前説明会への出席をお願いしており、また出席することが出店条件の1つともなっています。

初めに進行役の松本義行理事により出席の確認が行われました。当日は祭日であるにもかかわらず、ほとんどの出店者の方にご出席いただきました。誠にありがとうございました。

続いて清水儀孝理事長より挨拶があり、「今年で創立30周年となる当組合は、皆さんのご協力の下で30回目の大刀剣市を迎えることができます。この開催を従来以上に充実したイベントにしていきたいと思います」と決意を述べられました。

引き続き次の内容で説明が行われました。

- ①出店案内規約と関連事項の説明（筆者）
- ②図録掲載写真の撮影について（生野正理事）
- ③出店ブースについて（筆者）
- ④重文室展示「西郷隆盛とその時代の刀工達」について（佐藤均常務理事）
- ⑤広告について（伊波賢一副理事長）
- ⑥クレジットカードの取り扱いについて（服部暁治副理事長）

⑦防犯について（持田具宏理事）

⑧質疑応答

⑨総括（冥賀吉也理事）

愛刀家に好評の出品カタログ制作に関して、掲載品の集荷作業を昨年からは組合としては行わないこととしています。出店者がそれぞれ指定された撮影会場へ持参するのですが、その際の手順についての戸惑いが昨年は少なからずありました。今年はそのようなことがないよう、詳細な説明を尽くすよう心がけました。

また、大刀剣市会場内で行っていた特別企画「我が家のお宝鑑定」は今回から行わないこととしました。古物営業法改正により、同会場内にての買取行為は違法と見なされます。売却を希望されて来場される方も多いため、そのような方々にご迷惑がからないようにいたしました。（注・平成30年は実施）

回を重ね、事故もなく真面目な姿勢で取り組んできた結果得られた今日の信用を失わないよう、全刀商は今後も努めてまいります。出店者の皆さんも、会場内での買取行為は刑罰の対象となりますので、絶対に行わないでください。

もし開催期間中に組合への売却希望で来場したお客様がいらっしゃいましたら、同会場4階受付の組合事務局までお知らせ願います。

大刀剣市の出店者一人一人が組合の代表者であり、共同販売事業であるという意識を高めることで、今回はさらに大きな成果を出すことができると確信します。（嶋田伸夫）

■全刀商の活動 「大刀剣市」カタログ編集委員会 若手委員の活躍で例年以上に充実

今年も6月に「大刀剣市」実行委員会が清水理事長の委嘱を受けて立ち上がり、7月からは『大刀剣市2017』カタログの制作が始まりました。

参加する各店から掲載する商品が寄せられ、まずは写真撮影が行われます。昨年からは組合が集荷する方法をやめ、出店者の方々に指定する撮影会場へ直接持ち込んでいただくことになりました。

今年は刀装・刀装具類の場合、7月26～28日の3日間にお持ちいただき、撮影終了後にお持ち帰り願いました。連日、午前10時に服部一隆さんに会場を開けていただき、円滑な撮影が想定通りに行えました。

高価な掲載品の取り扱いに万全の配慮をしながら、出店者の要望を提出された申込用紙で確認します。もし不具合や行き違いがあったら、大変なご迷惑をかけてしまいます。出店者の意図がカメラマンにも円滑に伝わるように、26日は服部副理事長、27日は綱取常務理事、28日は筆者が立ち会いました。

刀剣類と甲冑類もそれぞれ別な撮影会場で、期日を設け出店者が直接予約した上で持参し、引き取っていただくという工程で行われました。

撮影が無事に終了した後、8月7日にカタログのページ割付を行いました。

ここでは申込書に添付された多くの書類を整理することから始まり、店舗ごとの掲載品の点数とページごとのレイアウト、総ページを確認します。必ず添付することになっている鑑定書類との突き合わせも不可欠です。その上で、不公平にならないよう、体裁上の要素も勘案しながら、掲載順を決めてい



完成した『大刀剣市2017』

ます。ご覧いただいているように、今年のカテゴリは過去最大のボリュームになりました。

この作業は、服部一隆さん・冥賀亮典さん・大平将広さんの若手3名に組合事務所へおいでいただき、土子編集長と筆者も参加して行いました。以前は8名から10名ほどで

やっていましたが、今回は日ごろから組合活動に協力してくださっている若手3名のテキパキとした仕事ぶりもあって、順当にまとまりました。

編集作業を経て、初校は9月11日に同美印刷にて行いました。参加したのは、土子編集長・冥賀理事・生野理事・松本理事・服部一隆さん・冥賀亮典さん・大平将広さん、それに事務局2名と筆者の計10名です。

この初校の際にも、平日の日中でありながら若手3名が駆けつけてくれました。大平さん



校正に取り組む委員の皆さん

人にはほかにも大刀剣市会場設営の照明担当になってもらい、東京貨物社と折衝してもらいました。

再校は9月20日。参加者は土子編集長・服部副理事長・綱取常務理事・藤田裕介さん・筆者の5人。今年是全国美術刀剣青年会の代表幹事を務める藤田さんですが、多忙な中を編集会議に参加し、率先して商品解説の疑わしい点などを指摘してくださいました。

26日の色校は土子編集長・服部副理事長・綱取常務理事・冥賀理事・持田理事・冥賀亮典さん・筆者の7人で行い、29日の最終校は土子編集長・清水理事長・服部副理事長・筆者の4人で確認作業を行いました。

今回はカタログの制作を紹介させていただきましたが、大刀剣市実行委員にはほかにも若い組合員が多くを語らず黙々と任務に就いています。会場設営・ホームページ・財務・広告・防犯・クレジット・重文室企画・諸団体折衝などをそれぞれが担当しています。

共同販売事業が事故もなく順調に推移している現状には、若い組合員の奉仕が大きく貢献しているのも事実です。今後は今以上に若い組合員の方々にご参加いただきながら、共同販売事業を盛り立てていきたいと思ひます。

(「大刀剣市」実行委員長・嶋田伸夫)

第30回「大刀剣市」を開催 3,000人超の来場で3日間賑わう



会場は恒例の東京美術倶楽部



初日の開場を待つ多くのお客さま



たちまち若武者の誕生



休憩コーナーもこの賑わい

全国刀剣商業協同組合主催の「大刀剣市2017」が11月17日(金)から19日(日)までの3日間、東京・新橋の東京美術倶楽部で開催されました。

今年で30回目となる節目の開催とあって、全国各地より73店舗の組合員が出展し、連日多くの来場者で賑わいました。初日は1,150名、2日目と3日目はいずれも約1,000名と、3日間で延べ3,000人以上のご来場がありました。特に初日は開場前から並んでいただいたお客さまも多く、会場内は一時、通路が渋滞して進めなくなるほどでした。

国内はもとより、海外からも多くのお客さまにお越しいただきました。ご来場誠にありがとうございました。

各店舗での展示即売とは別に、特別企画として3階重文室において、次年度のNHK大河ドラマ「西郷どん」にちなんだ「西郷隆盛とその時代の刀工達」展を開催し、隆盛にゆかりのある刀剣類などを中心に陳列しました。

西郷隆盛に直接縁のある刀剣類が少ない中、展示にご協力くださいました皆さまや担当された役員・組合員の方々に厚くお礼申し上げます。

19日には午後1時から、代々薩摩藩の家老を務めた家柄で、刀剣・刀装研究家の調所一郎先生による「薩摩拵について」の講演がありました。

調所先生の披露される薩摩拵を間近で鑑賞しなが

ら、皆さんは往時の薩摩単人の心意気を思いを馳せていたのではないのでしょうか。

また同室の特別展示として、ロシアのプーチン大統領から一昨年安倍内閣総理大臣に贈られた、昭和天皇の即位の礼の際に使用された太刀も陳列しました。

これらのおかげで重文室は終日多くの来場者で大盛況でした。

4階では恒例の「現代刀匠による銘切りの実演」が開催され、多くのお客さまが思い思いの文字を文鎮やキーホルダーに刻んでもらっていました。

刀匠の方々との接点は日常生活ではまず皆無ですので、日本を代表する伝統文化の担い手である刀匠の方たちとの会話は、大刀剣市ならではの会話でしょうか。良い記念になったことと思います。

4階の休憩コーナーでは、大刀剣市が開催されるこの時期にしか会うことがないという方々が顔を合わせ、互いの近況報告やコレクション自慢で盛り上がる場面も見受けられました。

ここでは昼食のお弁当やコーヒーも楽しめますが、今年は提供する会社を代えて臨みました。大刀剣市では、昼食と言えどもお客さまに飽きさせない工夫にチャレンジしています。

今年は残念ながら、人気の企画であった「我が家のお宝鑑定」を中止としました。事前に中止のお知

らせはしてはりましたが、期間中、鑑定のためにおいでになった方が数名いらっしゃいました。丁寧に説明し、後日組合員事務所で鑑定をさせていただきました。この決定には、組合員からも賛否両論の意見がありましたが、古物営業法の改定に基づくもので、法令の遵守を優先しました。

大刀剣市が刀剣社会の信頼を得て30回を重ねてこられたことは、初回より後援をいただいていた産経新聞社・フジサンケイ ビジネスアイの両社、なら

びに関係諸団体のご支援のおかげであり、あらためて厚くお礼申し上げます。

毎年ご来場の皆さまや組合員各位から頂戴しております浄財は、内外の心臓病の子供を救う産経新聞社の「明美ちゃん基金」へ、今年も寄贈させていただきました。ご協力ありがとうございました。

大刀剣市は今後も、刀剣業界の一層の発展を目指して努めてまいる所存です。

(「大刀剣市」実行委員長・嶋田伸夫)



調所氏の講演に聞き入るお客さま



プーチン大統領からプレゼントされた太刀と拵



重文室では静かに名刀を鑑賞する光景が…



抽選の発表にニコリ(左は当選者)

撮影/トム岸田・冥賀明子

待望の新刀剣博物館がオープン

彬子女王殿下、徳川・細川両名誉顧問らを迎え記念式典を開催

去る1月18日、天候にも恵まれて穏やかな日の中、公益財団法人日本美術刀剣保存協会(酒井忠久会長、以下「日刀保」)による新刀剣博物館のオープニングセレモニーと新築落成記念式典・祝賀会が催されました。本紙特派として取材してきましたので、報告させていただきます。

当日は彬子女王殿下あきこがご来臨されました。日刀保の役員らがお迎えする中、午前10時30分、女王殿下がお着きになり、刀剣博物館エントランスにてオープニ



彬子女王殿下のテープカットで新刀剣博物館がスタート

ングのテープカット式が執り行われました。その瞬間、会場からは大きな拍手が沸き起こりました。

セレモニー終了後、女王殿下には落成間もない刀剣博物館をご覧になられました。

その後、昼過ぎからは会場を第一ホテル両国「清澄の間」に移し、新刀剣博物館の新築落成記念式典・祝賀会が開催されました。

式典は、引き続き彬子女王殿下のご臨席の中、日刀保名誉顧問である徳川家宗主徳川恒孝氏と第79代内閣総理大臣細川護熙氏が登壇され、日刀保各支部の支部長や招待者の方々も加わり開式されました。



記念式典で挨拶する酒井会長。右は来賓の彬子女王殿下、細川・榎・徳川の各氏

開式の辞が福本富雄常務理事からあり、続いて酒井会長が日刀保を代表して挨拶されました。

彬子女王殿下からは刀剣についてのお言葉を賜りました。

次いで、来賓を代表して徳川恒孝氏が祝辞を述べられ、新刀剣博物館の設計を担当した株式会社榎総合計画事務所の代表取締役・榎文彦氏が、新刀剣博物館のコンセプトなども織り交ぜて挨拶されました。

続いて各界からの多数の祝電が披露された後、閉式の辞を志塚徳行常務理事が述べ、新築落成記念式典はつつがなく終了しました。

式典終了後、同会場にて祝賀会が開催されました。

評議員長の森政雄氏が開会を宣言した後、日立金属安来工場長・平野健治氏のご発声で乾杯。豪華な和洋の料理とお酒が振る舞われ、祝賀パーティーが



和やかな祝賀会風景

スタート。全国から集まった愛刀家・刀職者・刀剣商・都道府県支部役員・博物館関係者らが杯を交わし、刀の将来を願い、親交を深める素晴らしいひとときとなりました。

歓談の間には墨田区の伝統芸能のアトラクションも披露され、宴もたけなわのころ、山本亨墨田区長から中締めのご挨拶を頂き、以上をもって14時30分、祝賀会は閉会となりました。

祝賀会終了後は、ご参会の多くが、オープンを翌日に控えた新刀剣博物館の内覧に参加されました。

館内の窓からは緑豊かな日本庭園が見え、1階にはミュージアムショップ・展示情報コーナー、2階には日本刀の審査や展示の企画を行う総務部・学芸部の各室、3階には刀の展示室と屋上庭園などがあります。

展示室では「現代刀職展—今に伝わるいにしへの技」が開催されており、従来の刀剣博物館の展示室と比べると天井も高く広々として、最新のライティング技術によるディスプレイは展示されている刀をより引き立てて見せる設計になっています。

新刀剣博物館は墨田区両国の旧安田庭園の一角にあり、両国国技館や江戸東京博物館、すみだ北斎美術館などにも近隣する好立地となります。今後、国内はもとより海外からも多くの日本刀ファンが訪れ、日本刀の殿堂として、日本刀の素晴らしさを世界に発信する一大拠点となることでしょう。

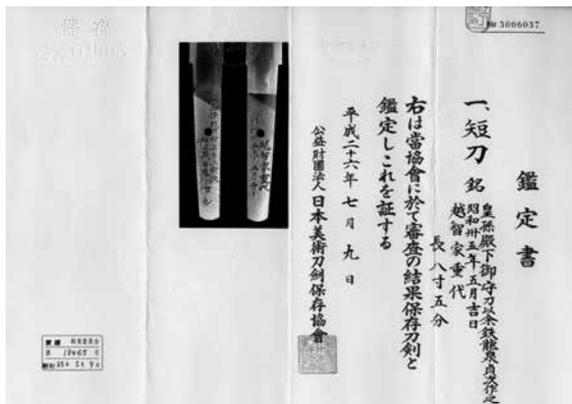
(生野 正)

偽造刀剣・鑑定書にご注意！ 贋作現代刀を巧妙に偽る手口が発覚

この度、公益財団法人日本美術刀剣保存協会（酒井忠久会長、以下「日刀保」）の指摘により、新しい手法で作成された改変鑑定書と偽造刀が流通して

いることが判明したので、注意をされたい。

本品は、鑑定書を正真作で2通取得し、後に偽物の写真を張り替え、かつ登録証での発覚を防ぐため



正真の鑑定書に偽造刀の写真が貼付されている



鑑定書は正真だが、登録事項の変更が記載されている

か正真作と、再申請で取得した登録証を付け替え、正真作の鑑定書に記載されている登録証の情報の書き換えをわざわざ日刀保に依頼するなど、手間がかかれており、見かけではまず判別が不可能である。

かつての偽造認定書問題では業界の信頼が大いに傷つけられ、業者、愛刀家、そして日刀保とすべての関係者が大きく損失を被った。今回もその二の舞にならないように、早急な対応が必要である。

●本件の発覚について

資料にある通り、本作には本物の鑑定書が付けられている。日刀保の説明によると、本件は、まず平成25年8月に真作で保存鑑定書を取り、平成26年7月に再度同作で保存鑑定書を取得、平成26年9月25日に大阪府教育委員会で再度の登録証を取得、その直後、この登録証を正真作に添えて鑑定書の登録証番号書き換えの依頼が日刀保にあったということである。

正真作は偽造刀で取得した登録証を添えて平成27年5月の交換会に出品され、某刀剣商が購入。偽物は2枚目の鑑定書の写真を偽物の写真に張り替え、正真作の登録証を添えて平成28年10月の交換会に出品された。これはおかしいと前記刀剣商が購入し、日刀保に確認したところ事態が発覚した。

現在、日刀保では弁護士に委嘱して調査を進めており、「業界としても自浄作用を働かせるべし」との内示を受けている。

●今回の偽物流通における問題点

①現代刀の偽造品に対する登録証の発行

今回の事件において、近年製作された昭和35年銘の高橋貞次の偽物が製作され、それに新規で登録証が発行されてしまったことがまず問題である。確実に登録証が存在した現代刀には本来、全国照会した

上で再発行が行われ、旧登録証は失効するはずであるが、今回は正真作の登録証が生きたまま偽物にも登録証が発行されている。

②登録証をすり替えた上での販売は銃刀法違反

前記のように、本件は意図的に正真作と偽造刀を入れ替えて販売している。これは明確な銃刀法違反であるので、認識した上での販売は警察が捜査すべき問題であると思われる。

本件は、製作承認番号が添えられた現地発行の登録証でなければおかしいという私たちの常識の盲点を突く手法である。現代刀の偽物を見分けるには今後、登録証が入れ替えられたものかもしれないという認識を持つことが専門家にも必要であると思われるし、煩わしく迷惑である。

③鑑定書改造の巧妙さと手間のかけ方

本作は本物の鑑定書の写真を張り替えたものであるが、これは他の刀でもたやすく流用できる手法である。また、現物からでは日刀保に持ち込んで調査してもらわなければ看破はきわめて困難な代物であり、悪質である。

また日刀保でも、認定書の原籍の確認に加え、証書の真偽の確認までするのに膨大な手間を要する。

業者間であれば無償返還で解決される問題であるが、お客さまに渡って発覚した場合は取り返しのつかない信用問題に発展する。何より愛刀家が被害を被り、美術刀剣全般の信用破綻により未来のお客さまも離れてしまうことは業界にとって致命的である。

業者間での周知徹底と、一般の愛刀家へのお知らせ、教育委員会への報告や日刀保との協力など、撲滅に向けて当組合としても最大の努力をしていく所存である。

客員も交えて80名を迎え 特別交換会と懇親会を開催



特別交換会参加者の記念写真

3月17日、東京美術倶楽部において組合主催による特別交換会を開催しました。

日ごろから組合の活動にご賛同いただいている組合員の方々のご協力により、開催することができました。あらためて厚くお礼申し上げます。

毎月17日に行われている通常交換会ですが、3月は組合員以外の方々も客員として招待し、交流を通して業界のさらなる活性化と向上を目指しました。



盛会だった懇親会

通常交換会は午前10時の開始ですが、特別交換会は1時間遅らせ午前11時の開会としました。これは遠方からのご参加への配慮と、会終了後の待ち時間を少なくして懇親会場へ円滑に移動していただくためです。

交換会は清水理事長の挨拶の後、客員の方々のご紹介で開会しました。関西からご参加いただいた客員の皆さんには、猿田理事を中心に声を掛けていただきました。

今回のご案内には、組合が事前に一般から買い入れた刀剣・刀装具類の出品リストを作成して同封しました。古刀の重要刀剣や、新刀・新々刀を代表する刀工の作品20振と刀装具約20点です。

そのためあって注目度の高い交換会となり、80名以上の参加で賑わうことになりました。

なお、特別交換会の開催が昨年末の理事会で決議されてからは、出品点数を通常交換会よりも増やしていただけるように、全ての理事をお願いしてきました。

客員の元気な買い方の声に他の出席者も同調し、特別交換会ならではのハイレベルな相場となり、刀剣価格が安定期から上昇期にあること



特別交換会風景

を感じずにはいられない1日となりました。

現在、刀剣は美術品としてのウエートが大きいだけに、価格は常に経済に左右されており、交換会の相場は経済を見る1つのバロメーターともなっています。交換会において刀剣類の相場感を養うことは、刀剣商のさらなる社会的地位の向上を目的として始動した刀剣評価鑑定士の認定を受ける重要な部分を占めています。

売り手と買い手のプロが、ガッブリ四つに組み、新たな客員の方々も交えた特別交換会には、大きな意義がありました。

この度の記念に参加者全員による写真の撮影も行われ、午後4時、特別交換会は終了しました。

ご参加いただいた皆さまにはたくさんのご出品を頂き、誠にありがとうございました。今後も組合の発展を目指し、さまざまな事業に取り組んでまいります。
(嶋田伸夫)

新設される消費税軽減税率制度について

4月17日、東京美術倶楽部で当組合が開催した「消費税軽減税率制度に係る説明会」において、講師としてお招きした財務省主税局税制第2課・佐野恵一郎係長より、「古物商における軽減税率制度／インボイス制度への対応」について、説明がありました。

以下に詳細を再録します。



軽減税率制度に関する佐野講師（正面）の説明を聞く

1. 消費税率10%への引上げと「軽減税率制度」の実施について

消費税の「軽減税率制度」は、消費税率10%への引上げに伴う低所得者への配慮として実施されるもの。軽減税率の適用対象は「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」であり、刀剣商の「売上げ」にはあまり関係するものではない。

しかし、「仕入れ（経費）」においては、例えば会議費等で茶菓を購入したり、会社で新聞を定期購読するなど、軽減税率の対象となる仕入れもあるため、税率ごとに分けて帳簿等に記帳し、申告の際にも税率ごとに区分して計算することが求められることとなる。

2. 「軽減税率制度」の対象品目についての基本的な考え方について

消費税の軽減税率の適用対象となる「飲食料品」とは、人の飲用または食用に供されるものをいう。また、適用税率の判定は、「売り手」が「販売時点」において行うこととなる。

なお、消費税は「取引課税」なので、「売上げ」と「仕入れ」を区分して考える必要があり、例えば、軽減税率で仕入れたものを標準税率で販売することや、その逆もあり得る。

3. 「軽減税率制度」後の仕入税額控除（区分記載請求書等保存方式）について

消費税は「売上げ」に係る税額から「仕入れ」に係る税額を差し引いて納税することになるが、現行では、「仕入れ」に係る税額を差し引く（仕入税額控除）要件として、「帳簿」と「請求書等」の保存が求められる。

軽減税率制度後は、現行の「請求書等」に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した

税込対価の額」が追加された「区分記載請求書」の保存が求められることとなる（区分記載請求書等保存方式）。

従って、軽減税率対象の仕入れがある場合、区分記載請求書に基づいて記帳することになるが、その際、帳簿においても「軽減税率の対象品目である旨」の記載を行うこととなる。

4. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の基本的な考え方・記載事項について

軽減税率制度実施から4年後の平成35年（2023）10月1日から、区分記載請求書等保存方式に代わり、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなる。これは、「区分記載請求書」に「登録番号」や「適用税率」「消費税額」といった記載事項が加わった「適格請求書」（インボイス）の保存を仕入税額控除の要件とする制度である。

インボイスとは、「売り手が買い手に対し正確な税率や税額を伝えるツール」である。そこから、「売り手」は「買い手」（課税事業者）の求めに応じてインボイスの交付義務が生じること、「売り手」の「（売上げに係る）税額」を記載する必要があることがうかがえる。

従って、売上げに係る税額がないとされる、いわゆる免税事業者や消費者は、インボイスを交付することができないこととなる。

5. インボイス制度における「古物商特例」について

刀剣商も含めた古物商は、主に消費者から物を仕入れることが多いのではないかと考えられる。すると、古物商にとって主な仕入先である消費者は、上述の通りインボイスを交付することができないため、古物商の仕入れの多くは仕入税額控除不可となってしまう。

そのような取引実務に配慮し、「古物営業を営む

事業者が適格請求書発行事業者でない者から、当該事業者の棚卸資産として購入する取引」については、「帳簿」のみの保存で仕入税額控除が認められる特例（古物商特例）を措置することとした。

「古物商特例」の要件としては、①古物商であること、②仕入先が適格請求書発行事業者でないこと、③購入したものが古物商にとって棚卸資産であること、が挙げられる。

②の仕入先（売りに来た者）が適格請求書発行事業者でないことの確認は、口頭で確認する方法や、「適格請求書発行事業者の方はお申し出ください」といった張り紙を張る方法、仕入れの際に記入させる書類に適格請求書発行事業者か否かのチェック欄を設ける方法などが考えられるが、営業の実態に即した方法を検討してもらいたい。

また、古物商が作成している古物台帳は、原則として、消費税法上の帳簿の記載事項を満たすものと

なっている。従って、インボイス制度後においても消費税法上の記載事項を満たす古物台帳を保存しておけば、「古物商特例」における仕入税額控除の要件である「帳簿」の保存も満たすことになる。その際、古物台帳の保存期間は3年だが、消費税法上の帳簿の保存期間は7年である点に注意する必要がある。

6. インボイス制度における「媒介者交付特例」について

また、古物市場（刀剣市場）において売買を行う場合もある。その際は、売り手である委託者（古物商）と、媒介または取次ぎに係る業務を行う者（古物市場主）が適格請求書発行事業者であるなど一定の要件を満たす場合、媒介者である古物市場主が、売り手である委託者に代わって古物市場主の氏名等及び登録番号を記載したインボイスを交付できるという、交付方法に関する特例（媒介者交付特例）もあるので、適用の可否について検討してもらいたい。

銃砲刀剣類の所有者変更届はなぜ必要か 戦後初期の刀剣所持制度の変遷から

昭和20年の終戦から数カ月は、日本刀は機関銃などと同様に武器と見なされ、GHQの指令に基づいて接収され、廃棄されました。

その後、先人たちの努力で、美術品と認められる日本刀に対しては、審査を経て所持することが許されました。

紆余曲折はありましたが、25年11月20日に「銃砲

刀剣類所持取締令」が施行になり、翌年2～3月から都道府県ごとに「銃砲刀剣類登録証」（以下、登録証）の発行が始まり、現在に至っています。

どんな名刀でも所持できなかった最初の時期、次に美術的価値のある日本刀のみが所持を

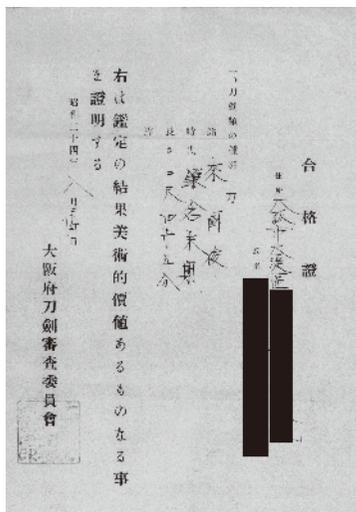
許され、さらにその相続や譲渡もできるようになるまでは、多くの時間を要したことも認識しておくてはなりません。

なぜ「所有者変更届」をしなくてはならないかについては、登録証の原点とも言うべき「銃砲刀剣類等所持取締令制定案の要綱について」（昭和25年11月第3次吉田内閣次官会議資料）に見いだすことができます。要項は15項目からなっていますが、所有者変更に関する箇所を抜粋すると、

「三、文化財保護委員会の登録を受けた刀剣類及び銃砲は、^{なんびと}何人がこれを所持しても差支へはないが、これを譲り受け、若しくは相続した者は、（中略）文化財保護委員会に届出を要することとした。

四、右のように登録を受けた銃砲又は刀剣類は以後何人でも所持し得るようにしたが、治安上の観点からこれを全く放任することはできないので文化財保護委員会は、前号の届出を受けたときは、その旨を公安委員会に通報することにより、公安委員会が、これらの銃砲又は刀剣類の移動状態を確知し得るようにした。

五、第三号の場合において届出しない者に対しては懲役又は罰金を科すると共に、その違反行為に係る刀剣類及び銃砲は、裁判により没収することが



登録証が制度化される以前にはこんな証明書も発行された

できることとした。」
と明記されています。

登録証の裏面に記載されている注意事項も年々、徐々に改正されてきました。当初は所有者変更についての記載は全くありませんでした。その後「譲り受け若しくは相続し（中略）場合にはすみやかに其旨を登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出なければならない」と明記され、さらに「すみやかに」が「二十日以内」と訂正されました。

近年では「以上の各事項に違反した場合には、法により懲役又は罰金の刑に処せられることになる」が追加されました。

東京都は、登録証に関する諸注意事項についてわかりやすいパンフレットを配布しており、その中で罰則に関しては次のように説明しています。

「登録された銃砲刀剣類を譲り受けたり相続した

場合、二十日以内に届け出をしなければならないことになっています。手続きを怠ったり虚偽の届出をした者は一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処せられます。（銃刀法第三十二条三号）」

銃砲刀剣類の所有者変更届がなぜ必要なのかを要約すると、「治安上の観点から公安委員会が移動状態を確知し得るようにした」ことが大きな理由です。

登録証の発行が開始して既に67年が過ぎ、その数は230万件を超えています。前記の理由から所有者変更届は行わなければなりません。と同時に、登録証の中にはさまざまな理由により不備が見つかる場合もあります。

このような場合、関係機関が一体となって協力し合い、正確な登録証の再発行を期するとともに、美術的価値のある日本刀を後世に伝える義務がありません。（冥賀吉也）

登録証問題を考える

事例16

今回は、刀匠の立場から新作刀の登録時の問題について考えてみたいと思います。

新作刀の場合は、これまでに取り上げられてきた寸法等の記載ミスなどのほかに、新作刀特有の問題として“登録会場における刀の扱い”があります。

ほとんどの登録会場では、受付から登録証の発行までが流れ作業で行われ、すべての刀が同じルートを通ります。そこでは、錆刀を置いた計測台に研ぎ上がったばかりの新作刀が置かれるということが、当然のように行われています。また、隣の人へ刀を渡すときに、無造作に机の上に置く、といったことも見られます。いつ刀身にヒケや傷がついても、おかしくない状況です。

こういったトラブルを防ぐために、私は研ぎ上げる前の窓開けの状態に登録を取るようになっていますが、お客さまへの納品やコンクールへの出品の都合で、どうしても研ぎ上げてから登録を取らなければならないときもあります。

もし、納品前の刀に傷がついてしまった場合、再度研ぎに出さなければなりません。

計測台や袱紗などの刀身に直接触れるものは、せめて、研ぎ上がったばかりの刀とそれ以外の刀で別のものを使う、といった改善策を実施していただき

たいと強く希望します。

事例17

最近、錆身の脇指を2振、神奈川県在住の56歳の男性Aさんから買い取りました。その方から警察による銃刀法の不正運用も疑われるお話を伺いましたので、本人の了解を得てご紹介します。

Aさんは5月の母の日に、87歳のお母さんに久しぶりに会うため、実家がある青森県に出かけられたそうです。そこで片付けをしていた際、Aさんは亡きお父さんが持っていた脇指を2振発見しました。いずれにも登録証は付いていました。

その後、神奈川県の実家に脇指を持ち帰り、所持方法を教えてもらうため地元の神奈川県警N警察署に電話をしました。

まず女性の警察官が電話口に出て、こう話したそうです。「あなたにご兄弟がおいでになるならば相続ということになりますので、警察の問題ではありません。他の手続きもあるでしょうから、専門の担当官につながります」と。

代わって電話口に出た生活安全課の担当官の話は驚くべきものでした。「その脇指を所持することはできません。なぜなら、発見場所に警察官が行くなりして写真を撮っていないからです。この件は捜査の対象になります。ですから私たちが預かって処分

します」

どのように処分されるのかを尋ねると、「溶鉱炉で溶かします」と言われたそうです。

対応に疑問を抱いたAさんは、すぐにパソコンで銃刀法について調べたそうです。

N警察署は、Aさんが相談を持ちかけた数日後に、実家のお母さんに「脇指について話を聞きたい」と連絡をしたようで、高齢のお母さんは驚いて、「お前、何か事件でも起こしたのか」と電話をしてきたそうです。

N警察署からはその後、実家にもAさん宅にも何の連絡もありません。Aさんは幸い、教育委員会に相談され、法令ののっとり名義変更を行うことができました。

一般の方が善意で警察に相談したとき、いきなり「銃刀法違反です」「刀は溶鉱炉で溶かします」などと言われたら、どうするでしょうか。説明が不十分でした、誤解を与えてしまいました、では済まされない重大問題だと思います。

日本の伝統文化財である日本刀を溶鉱炉行きにしかねなかった心ない警察官に憤りを覚え、Aさんと87歳のお母さんにぜひとも謝罪をしてもらいたいと願います。

事例 10

7月3日のことだった。

「もう覚悟は決まったから、刀を引き取りに来てください」

大正13年生まれで御年93歳のS氏（横浜在住）からの電話であった。病を得た今、弊社の付ける値段を100パーセント信用するから預かっていって、店で査定して買い取ってほしいというのだ。

「かしこまりました。今すぐ参ります」。蒸し暑い中、出かけていった。

現地に到着し、ご挨拶もそこそこに早速、御刀の整理を始めた。10数振の刀の登録証を確認し、発行した教育委員会に照会していたところ、1点内容が異なるものがあった。大分県の登録であった。その場で電話をすると、男性の担当者が出た。

大分県担当者（男性）「ああ、内容が違うところがありますね」

私「大きく異なるのでしょうか」

担当者「いや…わずかですが」

私「(おそろおそろ) あの一、どこが違いますかねー」

担当者「それは、普通お答えはしませんよね」

登録証に不備があるかもしれない旨をS氏に伝え、もしもの場合は教育委員会で現物確認の手続きが必要かもしれないが、その場合は代行する旨をお伝えした。S氏は泰然と「お任せします」とおっしゃった。

帰社した後、お預かりしたお品の整理に取り掛かり、一段落した3日後、現物鑑定手続きをするべく大分県に電話をした。過日電話で話したのは男性であったが、その男性とは異なる別の女性が電話口に出た。

私「内容的な違いは日付の間違いではないかと思えます。いずれにしても些細な間違いではないかと…」

大分県担当者（女性）「どこが異なるか、当方は回答しませんでしたか」

私「ええ。その時電話に出た男性は、どこが異なるか、普通は言わないでしょう、と」

担当者「ずいぶん前ですか、そのお問い合わせは」

私「今週の月曜日ですよ」

担当者「あ、その日ですか。私、いなかった日ですね。すみません、代役の者が対応させていただいたのですね」

担当者がいない時に出た人次第で、対応は異なるのかなあ、と思っていると、女性は「登録証をファクシミリで送信していただけますか。拝見して不備の具合により、対応できるかと」と言う。

即座に送信したところ、「折り返し、すぐにお電話します」との言葉通り、電話があった。開口一番、女性は「すみませんでした。これは、こちらの誤りです。間違っているのは日付です。実はこの時、中1日で2回登録審査がございました。それで間違いが生じたのだと思われまます。いずれにしましても今回は当方の間違いですから、現物鑑定は不要です。こちらから原票に基づいた登録証を再交付いたします。本当にすみませんでした」

担当者不在の場合、登録証の内容が確認できないことがあったり、はたまた、電話をかけ直してほしいと言われたりする。今回は、不備であると決めつけられ、どこがおかしいのか、柔軟に対応してもらえなかった。

S氏が寛大な方だったので事なきを得ているが、場合によっては商談を大きく左右する可能性もあった。販売の場合であれば「登録がおかしいので

あれば、問答無用。白紙」となったかもしれない。

「災い転じて福となす」ではないが、今回は大分県の登録担当の女性（Kさん）の爽やかな対応に胸をなで下ろした次第であった。

事例19

先日、お客さまから刀を購入し登録証の名義変更の手続きをしようとしたところ、登録証に県名が未記載であることに気がつきました。刀には保存刀剣の鑑定書がありますが、県名の欄には「文化財」とだけ記載され、どこで登録されたものかわかりません。

お客さまにも聞いてみましたが経緯不明とのことなので、当店で登録証を調べることにしました。

まず地元の群馬県教育委員会に問い合わせ、事情を伝えたところ、登録審査をするとのこと。その際、該当番号の登録の有無を47都道府県全ての教育委員会に照会していただきましたが、どこにも一致するものはありません。そこで、あらためて群馬県で新規登録していただけることになりました。

当地の登録審査会は2カ月に1度のため、相応の時間は要しましたが、大変面倒な処理にもかかわらず、丁寧に対応していただきました。

ほかにも、登録証に誤字・脱字がある場合など、群馬県教育委員会にはお世話になっていますが、毎回迅速な対応をしていただき感謝しています。

事例20

所有する刀剣を長年放置して登録証を紛失してしまった某氏より再発行手続きの委任を受けた。

代理人として登録審査会で登録証再発行の審査を受けたところ、二字在銘・昭和17年作の刀一振が「茎に『関』の刻印があるので軍刀である」という理由から登録証の交付が受けられなかった。その刀は、私にはいわゆる昭和刀に一見して見えなかった。

また、委任を受けた者として所有者への説明責任もあるので、「『関』の刻印があっても玉鋼で作られ、折り返し鍛錬され、焼き入れをされている刀（古式本鍛錬刀）もあるのではないかと問うと、「『関』の刻印があれば軍刀であり、見る必要はない」と取り付く島もなかった。

その刀はその場で廃棄処分として提出せざるを得なかったが、帰って「関」刻印の軍刀について調べると、「古式本鍛錬刀は無検査のため、原則として

『関』の刻印は打たないが、刀匠の気に入った本鍛錬刀にも打ったという説もある」と関・軍用日本刀について詳細な記述の資料が見つかった。

以前にもこの登録審査員から「茎仕立てが悪い」という理由で登録証の交付を受けられなかったことがある。その件では他県の登録審査員や文化庁に確認して、県の担当者に登録審査の誤った判断基準を抗議した。旧態依然の権威主義的な対応姿勢は容認できない。現状に対する当局の改善姿勢を望むものである。

事例21

海外の顧客と脇指の売買が成立し、文化庁に輸出鑑査証明の申請を行った。ところが、現物写真と登録証記載内容に相違があるので証明書を交付できないと連絡を受けた。相違点は、備州長船常家（正しくは「備州長船経家」）・永享二月日（正しくは「永享九年二月日」）。ただ、登録証交付後間もなく取得している特別貴重刀剣認定書があるので、登録証の記載誤りであることは明白。

通常の登録審査を経る手続きでは年4回の当県は数か月を要し、販売のキャンセルになりかねなかった。

そこで文化庁から「登録証の記載に誤りがあり、実際は現物写真と一致していることが発行教育委員会より確認できれば証明書を発行する」との見解が得られたので、当該教育委員会に事情と相違点について説明を行った。

すると、誤りと判断できる画像の送付依頼を受け、その検討がなされた。

その検討結果は文化庁に報告され、程なくして輸出鑑査証明が送られてきた。

われわれ刀剣商の悩みの種である登録証間違い問題が無事に解決された、ありがたい事例である。担当された方々の取り組み姿勢に深く感謝を申し上げたい。

事例22

登録担当者「警察へ行ってください」

私「えっ、け、警察へ、ですか!？」

登録担当者「はい、警察へ、です」

今から10年ほど前であろうか。登録証の不備があった際に、東京都の銃砲刀剣類登録事務担当者に言われた言葉である。「登録証の不備」と言われてもなお、信じられなかった。

「この登録証には偽臭はない」そう思われるような登録証、それも「昭和26年3月31日東京都登録」という場合でも、念のために問い合わせしてみると、まるで内容が合わないというケースが、ごくたまにある。

登録担当者「一致しませんねー。一致するのは……種別だけのようです」

私「どこが違うのでしょうか」

登録担当者「申し訳ございませんが、それはお答えできません」

諦めのつかない私が、担当者の指示に従い、登録証のコピーをファクシミリで送信もしくは郵送したところ、後日、電話口の担当者の口から発せられたのが冒頭の言葉である。

「警察へ行ってください。事件性があるかないか、調べる必要がありますので」

こうなるとどうしようもなかった。警察へ行け、と言われても、行って何をどう説明すればいいのか、皆目わからないからである。

私「お客さま、実はお買い受けできないことになりました。理由はこれこれ、こういうことでして……」

お客さま「……困ったなあ。僕には刀の趣味はないし……」

刀はこの後、お客さまのところですっとそのまま保管される、もしくは、不備の登録証が付帯したまま持ち主を転々として彷徨い続けるか、どちらかであった。刀も、その刀をたまたま亡父の遺品として引き継いだ人も不幸である。

さて、過日、これと似たようなことがあった。

「刀を処分したいのです。遺品です」

お持ちいただいた御刀は、静岡県昭和52年登録の無銘で、了戒に極められた、なかなかの名刀であった。登録証には不審な感じはなかった。「長さ七六・八センチメートル」の記載がわずかに消えかかっているように見えること、「無銘」の文字があまり上手ではないな、という程度で、全く疑念を抱かなかった。

ところが、である。これを静岡県教育委員会に電話をして確認してみると、「全く一致しない」という回答であった。種別すら合っていないのである。

「どうしたらいいのでしょうか？」との問いに、教育委員会担当者は「現物確認をいたしましょう。お住まいはどちらでしょうか」「東京です」「では東京都に資料を送って、東京都で現物確認を受けてください。それで判断します」

一連のやり取りを経て、東京都で現物確認をした。静岡県の登録証原簿の写しと現物の刀を照合するのである。結果は「一致せず」であった。それを受けて、静岡県は「一致しません。静岡県登録の刀とは認められません」という結論を出し、「あとは東京都の指示に従ってください」とのことであった。

「また警察へ行ってください、かなー」と思ったが、東京都からは「全国照会をして調査の後、しかるべく判断をします」ということであった。

全国照会—それは東京都が刃長・反り・銘文・目釘穴の数・刃文の形状などなどを書いたものを全国の教育委員会の銃砲刀剣類登録担当者に送付し、該当する作がないかどうか調べてもらう、という方法である。これで出てくれば、その県で登録証を再交付という段となる。しかし時間がかかる。また、そんな都合よく一致するものだろうか。

今日か今日か、と連絡を待っていると、案の定、一致しなかった。東京都は「一致しませんでした」との回答を封書で送付してきた。

「今度こそ、警察へ行ってください、だろう」とゲンナリしていると、手紙にまだ続きがあることに気づいた。「東京都で新規登録しますので……」

申請書・旧登録証・登録料を現金書留で送付してくれれば、東京都で新しい登録証を郵送する、という。かつては「警察へ行ってください」の一点張りであった東京都も今は、現状に即して柔軟に対応するようになっているのである。ほっとして、思わず言葉が出てしまう。

「ありがとうございます。これで、刀が救われました！」

刀にも所持者にも罪はないのである。今後も現状に即して、可能な限り、現実的な対応をしていただきたいと、切に切に望む次第である。

(登録証問題研究会)

議 事

全国刀剣商業協同組合は平成30年5月17日(木)、東京美術倶楽部において第31回通常総会を開催しました。

全国各地から多くの組合員の方々が参集され、定刻の午前10時、司会者の松本義行理事から総会出席状況の報告がありました。組合員総数177名中、出席69名、委任状提出80名、合計149名で過半数に達するため、総会成立が議場に報告され開会しました。

服部晁治副理事長の開会の辞に始まり、清水儀孝理事長より挨拶があり、総会出席の組合員の方々へ日ごろの組合活動へのご理解とご協力に謝辞が述べられました。

続いて議長の選任を諮ったところ、議場より司会者一任との意見が多数あり、司会者が清水理事長への議長の選任を議場に諮ったところ、全員一致で承認可決しました。清水理事長は議長就任を受諾し、直ちに第1号議案より各議案の審議に入りました。

〈第1号議案〉平成29年度事業報告承認、並びに平成29年度会計報告承認、同監査報告

〈第2号議案〉平成30年度事業計画案

〈第3号議案〉平成30年度収支予算案

〈第4号議案〉役員報酬の件

〈第5号議案〉経費の賦課および徴収に関する件

〈第6号議案〉平成29年度借入金残高の最高限度に関する件

〈第7号議案〉一組合員に対する貸付け、または一組合員の為にする債務保証の最高限度に関する件

〈第8号議案〉その他

第8号議案において、組合員より事前に質問状が提出されており、内容が議場に報告されました。これを30年度の理事会開催の折の議案とすることが議場に諮られ、第8号議案は可決され、全ての議事は滞りなく終了しました。

最後に土肥豊久副理事長より閉会の辞が述べられ、散会となりました。



第31回組合通常総会の審議風景

平成29年度事業報告

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

I 事業活動の概況に関する事項

平成29年度の組合事業におきましては、前年の決算を鑑みて賦課金の見直しを議論し熟慮を重ねた結果、理事会決議により値上げに踏み切らせていただきました。

経済活動の市場運営では、昨年度より苦慮しており、29年度は予算額を下げ、ホームページなどに「評価査定事業」の告知を行う等々、皆さまのご協力により予算以上の成果を上げることができま

した。

一昨年より立案された資格認定事業「刀剣評価鑑定士」も32期(平成30年度)内の実現に向けて、公開模擬試験・講習会を5月17日に行います。

II 運営組織の状況に関する事項

1. 組合員数及び出資口数(出資1口20,000円)

	前年度末		期間中移動				本年度末		
	現在	現在	加入	増資	脱会	現在	現在		
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
計	178	1868	6	35	8	7	32	177	1879

賛助会員105名

2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

(当該事業年度は含まない)

	平成29年3月 30期	平成28年3月 29期	平成27年3月 28期
項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	99,680,764	98,115,268	93,802,539
純資産合計	77,255,972	76,807,189	76,665,774
事業収益合計	51,621,999	50,354,050	50,337,890
当期純利益金額	33,783	482,415	19,545

3. 組合組織

- (1)役員：理事17名、監事2名
- (2)役職：理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、常務理事2名
- (3)相談役：朝倉万幸、深海信彦 2名
- (4)事務局：職員2名
- (5)組織：①経済委員会
②金融委員会
③総務委員会
- (6)関連団体：全国中小企業団体中央会

4. 会議開催概要

第30回通常総会

平成29年5月17日 於東京美術倶楽部

出席数64名、委任状74名

- 第1号議案：平成28年度事業報告承認の件、承認
平成28年度会計報告承認の件、承認
監査報告、承認
- 第2号議案：平成29年度事業計画案決定の件、可決
- 第3号議案：平成29年度収支予算案決定の件、可決
- 第4号議案：役員報酬の件、可決
- 第5号議案：経費の賦課および徴収に関する件、可決
- 第6号議案：平成29年度借入金残高の最高限度に関する件、可決
- 第7号議案：1組合員に対する貸付け、または1組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件、可決
- 第8号議案：役員改選に関する件、承認
- 第9号議案：その他、可決

理事会

第1回 平成29年4月17日

第1号議案：第30回通常総会に向けて

第2号議案：組合新規入会申込者承認の件、承認

第3号議案：その他

①賦課金未納者に対する処遇の件、可決

②刀剣評価資格認定検定の件、承認

第30回通常総会 平成29年5月17日 役員改選

第2回 平成29年5月17日

理事長選出選挙、承認

第3回 平成29年7月17日

第1号議案：組合30周年記念によせて、継続

第2号議案：「大刀剣市」進捗状況について、

継続

第3号議案：その他

第4回 平成29年9月17日

第1号議案：組合30周年記念によせて、継続

第2号議案：「大刀剣市」進捗状況について、

承認

第3号議案：組合ホームページについて、承認

第5回 平成29年10月17日

第1号議案：「大刀剣市」準備進捗状況について

第2号議案：組合新規入会者承認の件、承認

第3号議案：九州北部豪雨災害義援金について、

承認

第4号議案：その他

第6回 平成29年12月17日

第1号議案：組合特別交換会の件、承認

第2号議案：組合ホームページイベント情報及

び名簿の件、継続

第3号議案：産経海外向広告の件、承認

第4号議案：その他

第7回 平成30年2月17日

第1号議案：特別交換会(3月17日)の件、承認

第2号議案：組合通常交換会の件、継続

第3号議案：その他

第8回 平成30年3月16日

第1号議案：組合通常交換会の件、継続

第2号議案：組合入会希望者承認の件、承認

第3号議案：その他

経済委員会

常務会2回、経済委員会12回、金融委員会5回、
総務委員会8回

5. 慶弔事項

*弔事

組合員：伊波徳男 米野純夫 白井良一

鎌木國昭(ご令室)

Ⅲ 事業別概要

1. 経済委員会の事業活動

①市場運営事業

通常交換会が12回開催されました。出来高は下記の通りです。

	会場	日時	出来高(円)	出席数
第1回	東京美術倶楽部	平成29年4月17日	¥10,825,000	46
第2回	〃	5月17日	¥18,699,500	71
第3回	〃	6月17日	¥17,791,000	52
第4回	〃	7月17日	¥17,212,750	61
第5回	〃	8月23日	¥14,380,000	46
第6回	〃	9月17日	¥9,253,500	50
第7回	〃	10月17日	¥12,827,000	45
第8回	〃	11月13日	¥9,960,000	35
第9回	〃	12月17日	¥7,952,000	46
第10回	〃	平成30年1月17日	¥12,787,500	52
第11回	〃	2月17日	¥6,906,000	51
第12回	〃	3月17日	¥42,751,000	80
計			¥181,345,250	635

②共同販売促進事業

第30回「大刀剣市」は、全組合員に出店を募り73店舗の参加により11月17日～19日の3日間、産経新聞社の後援のもとに、東京美術倶楽部において開催しました。特別展の「西郷隆盛とその時代の刀工達」と題し、西郷ゆかりの刀剣をはじめ、安倍内閣総理大臣より拝借しました展示品が、来場者とマスコミ関係の方々に人気を博して会場を賑わせておりました。

現代刀匠による「銘切り実演」も依然として好評を得ており、女子のご来場者も年々増加傾向にあり、華やかさを増しております。また、カタログの売れ行きも事前予約を含め好評で、当日会場売りは最終日には早々に完売となりました。

例年の「我が家のお宝鑑定会」は諸般の事情により一度お休みをしましたが、ご来場者の皆さまにも人気のあるイベントですので、また再開したたく、若い実行委員の方々の積極的な発想とご協力を得ながら前向きに進めていきたいと考えています。

(円)

事業収入	28,276,079	
総事業支出		23,651,892
事業利益		4,624,187
合計	28,276,079	28,276,079

③共同購買事業

	「美術刀剣所有者変更届書」			販売中
	「やさしいかたな」			販売中
書籍	骨董 緑青	在庫	5冊	販売中
	肥前刀備忘録	在庫	10冊	販売中
	佐野美術館図録(戦国武将の装い)	在庫	7冊	販売中
	〃 (備前一文字)	在庫	3冊	販売中
	越前守助広大鑑	在庫	20冊	販売中
	神津伯押形	在庫	10冊	販売中
	座忘鐔撰	在庫	7冊	販売中
	現代刀名作図鑑	在庫	6冊	販売中
	甲冑武器重要文化資料	在庫	4冊	販売中
	大名家秘蔵の名刀展	在庫	51冊	販売中
	伝統美と匠の世界	在庫	23冊	販売中
	伝承の技と創造の美	在庫	55冊	販売中
	日本刀の悠久の美を見つめて	在庫	20冊	販売中
	名刀と日本人	在庫	248冊	販売中
	日本刀の教科書	在庫	5本	販売中
	備前刀剣王国	在庫	26本	販売中

2. 金融委員会の事業活動

昨年同様、組合員各位、交換会の立替金として商工中金からの借入をこれに充当している。

3. 総務委員会の事業活動

①共同宣伝事業

- イ. 「大刀剣市」並びに併催イベント
- ロ. イベントに関しての記事掲載…産経新聞・読売新聞・日経新聞・フジサンケイ ビジネスアイ・刀剣美術・(日刊スポーツ・報知新聞・夕刊フジ・東京スポーツ)
- ハ. その他関係機関、団体に季節広告等

② その他

- イ. 「大刀剣市」開催時における「明美ちゃん基金」への寄付を募る
- ロ. 組合員の慶弔庶務事項の処理
- ハ. 理事会、組合同約、事業計画案等の文書作成

平成30年度事業計画

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

本年度の事業計画は、経済活動の市場運営では目標額の達成、並びに協同販売促進事業「大刀剣市」の集客数増加・増益をも目指し、より充実した即売会に向けた方向性を検討しております。

「刀剣評価鑑定士」の資格認定事業が具体化して、この度公開模擬試験・講評会を行い、将来は一般に対する認定事業をも視野に入れた活動を展開する準備を進めております。

また、教育情報の一環である組合新聞『刀剣界』も今年で6年目を迎え、業界内外の評価は年々高まり、刀剣界の発展に大いに寄与し、なくてはならない業界情報紙になりつつあります。組合事業・刀剣界の更なる発展に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 経済委員会の事業活動

①市場運営事業

本年も、昨年と同様に交換会を実施し、開催日を毎月17日と決めました。

- (1)開催 12回
- (2)会場 東京美術倶楽部、他
- (3)方法 交換会規約に基づく
- (4)取引高 各回1,000万円
- (5)手数料 4%
- (6)経費 一開催40万円(35～45万円)

②共同販売事業(「大刀剣市」とイベント)

昨年同様、東京美術倶楽部にて11月16日(金)・17日(土)・18日(日)の3日間に開催を予定しております。

③「刀剣評価鑑定士」認定事業

第1回公開模擬試験・講評会 5月17日(木)

④共同購買事業

刀剣、書籍、手入道具等、付帯用品の共同購買を継続します。

2. 金融委員会の事業活動

既実施された融資を継続して行います。

特定金融機関 → 組合員
(組合保証)

3. 総務委員会の事業活動

①教育情報事業

・『刀剣界』『全刀商』誌等の発行

②資格事業に関する指導、教育並びに情報の収集と提供

③共同宣伝事業

- ・「大刀剣市」とイベント時の新聞・業界紙・インターネットへの広告発信
- ・産経新聞・読売新聞・日経新聞・フジサンケイビジネスアイ・刀剣美術他への刀剣類関係の記事掲載
- ・カタログ作成配布
- ・業界他団体との共同事業計画(刀匠会・保存協会・刀文協)
- ・他関係機関、団体への季節広告
- ④古物営業法に伴う諸作業
- ⑤その他
 - ・盗難品触れの配布、関係団体との折衝、通知資料の配布

平成30年度収支予算

(収入の部)

科目	金額	備考
市場運営営業収入 交換会受取手数料	¥6,000,000	通常交換会 ¥4,800,000 (10,000,000×4%×12回) 会費収入 ¥1,200,000
共同販売事業 共同購買事業(市場運営)	¥29,500,000 ¥8,000,000	大刀剣市収入金 組合買取品 市場成行収益(見込)
資格認定事業	¥1,000,000	資格認定試験・認定書
事業外収入	¥500,000	受取利息、雑収入
賦課金収入	¥3,765,000	組合員(180人×¥18,000) 賛助会員(105人×¥5,000)
合計	¥48,765,000	

(支出の部)

科目	金額	備考
事業費	¥33,350,000	
市場運営 共同販売事業費	¥4,700,000 ¥23,500,000	交換会運営費(会場費・手当・食事代他諸入札利息) 大刀剣市開催費用 (会場設営・全国紙他HP広告代・カタログ作成等他)
教育情報費	¥4,000,000	組合新聞発行(刀剣界・全刀商誌)他
資格認定事業費	¥1,000,000	受験料・認定書発行料
事業運営費	¥150,000	総会、他の事業費
一般管理費	¥15,415,000	
職員給料手当	¥7,700,000	職員給与他 人件費等
事務消耗品	¥900,000	リース料・カウンター料・事務消耗品等
通信費	¥920,000	インターネット・TEL・携帯・宅配・メール便・電報
旅費交通費	¥700,000	定期代他・運搬交通駐車場費等
会議費	¥30,000	理事会、委員会他
交際費	¥100,000	渉外関係
水道光熱費	¥145,000	ガス・水道・電気
諸会費	¥300,000	関係団体
支払手数料	¥800,000	顧問料(経理士・司法書士)
福利厚生費	¥1,055,000	社会保険料・労働保険料他
広告宣伝費	¥1,100,000	日刀保・産経年賀・組合HP
慶弔費	¥50,000	慶弔費
管理費	¥490,000	スカイプラザ(組合)
雑費	¥75,000	アルソック警備費
租税公課	¥50,000	諸雑費
	¥1,000,000	諸税金・印紙
合計	¥48,765,000	¥48,765,000

4. 役員報酬の件
役員は無報酬とする。

5. 経費の賦課および徴収に関する件
本組合の平成30年度12カ月分の賦課金は次の方法
により徴収する。

①定額一律賦課徴収

現金または振込一括納入 1,500円×12カ月=18,000円
賛助会員 = 5,000円

6. 平成30年度借入金残高の最高限度の件
組合事業振興資金に充てるため金融機関からの借
入金残高の最高限度額を2億円と定める。

7. 1組合員に対する貸付け、または1組合員のため
にする債務保証の残高の最高限度に関する件
1組合員に対する貸付け、または1組合員のため
にする債務保証の残高の最高限度を3,000万円と定める。

新組合員・賛助会員紹介

平成29年4月以降に新規加入・独立加入された組合員・賛助会員の皆さまです。

組合員

石井理子・黒田充弘・平井重治・中澤晴幸・佐々木洋一・矢澤隼

賛助会員

熊谷和平・入江為守・星野進・高橋誠・藤中あゆみ・柏原伸二・奥田光雄・山田仁士・伊藤俊和

大刀剣市 2018

本年も東京美術倶楽部において
「大刀剣市」を開催いたします。

期日：11月16日(金)

17日(土)

18日(日)

全国刀剣商業協同組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-18-10 新宿スカイプラザ1302

TEL03(3205)0601 FAX03(3205)0089

平成30年度役員・委員会構成

役 員	
理 事 長	清水儀孝
副理事長	伊波賢一・土肥豊久・服部暁治
専務理事	嶋田伸夫
常務理事	佐藤 均・綱取譲一
理 事	飯田慶久・大平岳子・木村義治・猿田慎男・生野 正・瀬下 明・松本義行・冥賀吉也・持田具宏 吉井唯夫
監 事	赤荻 稔・大西康一
相 談 役	朝倉万幸・深海信彦

委 員 会	
各委員会代表	清水儀孝（理事長） （○印は部長）
1 経済委員会	
委員 長	土肥豊久
副委員長	瀬下 明・木村義治・猿田慎男
① 市場運営部会	
	木村義治・佐藤 均・猿田慎男・瀬下 明・土肥豊久・生野 正・松本義行
買高担当	○清水儀孝・綱取譲一・服部暁治
② 共同宣伝部及び共同販売促進部会「大刀剣市」	
	○嶋田伸夫・飯田慶久・伊波賢一・大平岳子・木村義治・佐藤 均・猿田慎男・清水儀孝・生野 正 瀬下 明・綱取譲一・土肥豊久・服部暁治・松本義行・持田具宏・吉井唯夫
③ 評価鑑定部会	
	飯田慶久・伊波賢一・佐藤 均・猿田慎男・嶋田伸夫・清水儀孝・生野 正・瀬下 明・綱取譲一 土肥豊久・服部暁治・松本義行・冥賀吉也・持田具宏・吉井唯夫
2 金融委員会	
委員 長	服部暁治
副委員長	綱取譲一・松本義行
① 共同購買部会「書籍等」	
	○嶋田伸夫・生野 正・服部暁治・冥賀吉也
3 総務委員会	
委員 長	嶋田伸夫
副委員長	松本義行・佐藤 均
委 員	大平岳子・伊波賢一・佐藤 均・嶋田伸夫・生野 正・瀬下 明・松本義行・持田具宏・吉井唯夫
① 資格認定事業部会	
	○清水儀孝・赤荻 稔・飯田慶久・伊波賢一・大平岳子・大西康一・木村義治・佐藤 均・猿田慎男 嶋田伸夫・生野 正・瀬下 明・土子民夫・綱取譲一・土肥豊久・服部暁治・深海信彦・松本義行 冥賀吉也・持田具宏・吉井唯夫
② 調査研究部会（インターネット関連含む）	
	○佐藤 均・松本義行・服部暁治
③ 教育情報部会（「刀剣界」及び「全刀商」 編集顧問 深海信彦・編集長 土子民夫）	
	赤荻 稔・飯田慶久・伊波賢一・大西康一・佐藤 均・猿田慎男・嶋田伸夫・清水儀孝・生野 正 瀬下 明・綱取譲一・土肥豊久・服部暁治・松本義行・冥賀吉也・持田具宏・吉井唯夫
④ 防犯対策部会	
	○伊波賢一・飯田慶久・綱取譲一
⑤ 福利厚生部会	
	○吉井唯夫・大平岳子・持田具宏
4 青年部	
	大平将広・新堀 徹・服部一隆・藤田佑介・杉浦弘幸・芦澤 淳

平成29年度組合活動の記録

(平成29年4月1日～30年3月31日)

- 4月1日 銀座刀剣倶楽部会場において「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・冥賀副理事長・清水専務理事・服部常務理事・赤荻理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・松本理事・持田理事・大平監事・木村監事・土子民夫氏
- 1日 理事懇談会を開催。出席者、深海理事長・冥賀副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・服部常務理事・赤荻理事・飯田理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・土肥理事・松本理事・持田理事・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において31期第1回理事会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・冥賀副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・赤荻理事・飯田理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・土肥理事・松本理事・持田理事・大平監事・木村監事
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第35号編集委員会(初校)、「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、深海理事長・冥賀副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・赤荻理事・飯田理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・松本理事・持田理事・大平監事・木村監事・土肥富康氏・土子氏
- 5月1日 銀座刀剣倶楽部会場において「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、深海理事長・冥賀副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・服部常務理事・赤荻理事・飯田理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・松本理事・持田理事・大平監事・木村監事・土子氏
- 8日 銀座長州屋において『刀剣界』第35号編集委員会を開催(再校)。出席者、深海理事長・服部常務理事・土子氏
- 12日 東京刀剣倶楽部会場において「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、深海理事長・冥賀副理事長・清水専務理事・服部常務理事・赤荻理事・飯田理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・土肥理事・松本理事・持田理事・大平監事・木村監事・土子氏
- 16日 全刀会会場において「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・服部常務理事・飯田理事・嶋田理事・生野理事・瀬下理事・綱取理事・土肥理事・大平監事・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において第30回通常総会を開催
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。出来高18,699,500円
- 17日 東京美術倶楽部において第31期第2回理事会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・赤荻監事
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第36号・『全刀商』第26号編集委員会を開催(企画)。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・赤荻監事・土子氏
- 6月12日 東京美術倶楽部において経済産業省生活製品課の山崎・嶋志田両氏を迎え象牙取り扱い登録申請法律改正の説明会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・土子氏
- 13日 東京プリンスホテルにおいて開催された「文化芸術振興議員連盟創立40周年・文化芸術推進フォーラム創立15年記念祝賀会」に清水理事長と服部副理事長が出席
- 17日 東京美術倶楽部にて臨時理事懇談会・「大刀剣市」実行委員会を開催。出席者、清水理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・松本理事・冥賀理事
- 19日 公益財団法人日本美術刀剣保存協会の酒井会長・柴原専務理事・志塚常務理事・福本常務理事との情報交換会を開催。出席者、清水理事長・深海前理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・飯田理事・松本理事・冥賀理事
- 26日 刀剣査定のため清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事が公益財団法人日本美術刀剣保存協会を訪問
- 29日 清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事が全国中小企業団体中央会を訪問
- 7月1日 銀座刀剣倶楽部会場において『刀剣界』第36号・『全刀商』第26号編集委員会を開催(校正)。出席者、清水理事長・服部副理事長・大平理事・木村理事・瀬下理事・持田理事・赤荻監事・深海相談役・土子氏
- 3日 江戸東京博物館の「おんな城主直虎展」報道発表会に清水理事長・生野理事・持田理事・土子氏が出席
- 6日 銀座長州屋において『刀剣界』第36号・『全刀商』第26号編集委員会を開催(最終校正)。出席者、清水理事長・生野理事・深海相談役・土子氏
- 10日 警察庁生活安全課の谷口氏・中山氏が組合事務所を来訪、古物営業法についてヒアリング。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・生野理事
- 14日 清水理事長と有山事務局員が新宿警察署生活安全課高柳氏を訪問、古物営業許可

- 証・市場主義を變更
- 16日 東京美術倶楽部にて『刀剣界』第37号編集委員会を開催(企画)。出席者、伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・赤荻監事・深海相談役・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加61名、出来高17,212,750円
- 17日 東京美術倶楽部にて「大刀剣市」事前説明会を開催。出席57名
- 17日 東京美術倶楽部にて第3回理事会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・赤荻監事・大西監事
- 21日 新宿警察署生活安全課にて市場変更手続・申請手続完了
- 26~28日 新橋プラザビル(刀装・刀装具・火縄銃)、大石カメラ(甲冑・兜・馬具)、藤代スタジオ(刀身・折紙・古翰)において「大刀剣市」カタログ用撮影
- 8月1日 銀座刀剣倶楽部会場において「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・赤荻監事・深海相談役・土子氏
- 3日 清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事が新役員挨拶のため東京都教育庁・産経新聞社を訪問
- 7日 組合事務所において「大刀剣市」カタログ編集委員会を開催(ページ割付)。出席者、嶋田専務理事・大平将広氏・服部一隆氏・冥賀亮典氏・遠山廣氏(同美印刷)・土子氏
- 23日 東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加46名、出来高14,380,000円
- 23日 東京美術倶楽部にて理事懇談会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事
- 9月1日 銀座刀剣倶楽部会場にて『刀剣界』第37号編集委員会(再校)・「刀剣評価鑑定士」実行委員会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・深海相談役・土子氏・棟方武城氏((一社)日本甲冑武具研究保存会)・阿部一紀氏((公財)日本刀文化振興協会)
- 4日 組合事務所において「大刀剣市」の広告掲載について打ち合わせ。出席者、松本氏(産経新聞社)・伊波副理事長・嶋田専務理事
- 11日 同美印刷において「大刀剣市」カタログ初校。出席者、嶋田専務理事・生野理事・松本理事・冥賀理事・大平将広氏・服部一隆氏・冥賀亮典氏・土子氏・事務局(有山・濱崎)
- 14日 福隆美術工芸において『刀剣界』第37号編集委員会を開催(念校)。出席者、服部副理事長・綱取常務理事・深海相談役・土子氏
- 16日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第38号編集委員会を開催(企画)。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・生野理事・冥賀理事・吉井理事・赤荻監事・深海相談役・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。出席者50名、出来高9,253,500円
- 17日 東京美術倶楽部において第4回理事会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・吉井理事・大西監事
- 20日 同美印刷において「大刀剣市」カタログ再校。出席者、服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・藤田裕介氏・土子氏
- 26日 同美印刷において「大刀剣市」カタログ色校。出席者、服部副理事長・嶋田専務理事・冥賀理事・持田理事・土子氏
- 29日 刀剣博物館を取材するため公益財団法人日本美術刀剣保存協会を清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事が訪問
- 29日 同美印刷において「大刀剣市」カタログ念校。出席者、清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・土子氏
- 10月1日 銀座刀剣倶楽部会場にて理事懇談会を開催。出席者、清水理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・猿田理事・瀬下理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・大西監事
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。出席者45名、出来高12,827,000円
- 17日 東京美術倶楽部において第5回理事会を開催。出席者、清水理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・猿田理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・大西監事
- 17日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第38号編集委員会を開催(初校)。出席者、清水理事長・服部副理事長・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・吉井理事・土子氏
- 18日 清水理事長と嶋田専務理事が全国中小企業団体中央会を訪問
- 18日 「大刀剣市」カタログが入荷
- 19日 古物講習会に事務局濱崎氏が参加
- 11月1日 銀座刀剣倶楽部会場において『刀剣界』第38号編集委員会を開催(再校)。出席者、清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事

- 務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・深海相談役・土子氏
- 8日 清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事が産経新聞社を訪問、編集室関根氏と『ジャパン・ホワード』（世界に発信するインターネット新聞）について会議
- 13日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加35名、出来高9,960,000円
- 13日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第39号編集委員会を開催（企画）。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・大平理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・持田理事・赤荻監事・土子氏
- 15日 「大刀剣市」重文室展示品借り入れのため、清水理事長・嶋田専務理事が内閣官房室を、服部副理事長が日本美術刀剣保存協会を訪問
- 17～19日 東京美術倶楽部において「大刀剣市」を開催。来場者初日1,134名、2日目950名、3日目894名
- 20日 首相官邸より借用した太刀・拵の研ぎ継ぎ・白鞘製作のため鞘師水野美行氏に預託（清水理事長担当）
- 12月16日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第39号編集委員会を開催（初校）。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・生野理事・瀬下理事・持田理事・赤荻監事・深海相談役・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加46名、出来高7,952,000円
- 17日 東京美術倶楽部において第6回理事会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・持田理事・大西監事
- 17日 芝パークホテルにおいて「大刀剣市」慰労会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・生野理事・松本理事・持田理事・大平将広氏・藤田裕介氏・冥賀亮典氏・土子氏
- 21日 嶋田専務理事・綱取常務理事・瀬下理事が産経新聞社を訪問、「明美ちゃん基金」に25万円を寄託
- 1月15日 清水理事長・嶋田専務理事が刀剣評価査定のため（公財）日本美術刀剣保存協会を訪問
- 8日 銀座刀剣倶楽部会場において『刀剣界』第39号編集委員会を開催（再校）。出席者、清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・綱取常務理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・冥賀理事・赤荻監事・深海顧問・土子氏
- 16日 全刀会終了後、東京美術倶楽部において『刀剣界』第40号編集委員会を開催（企画）。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・冥賀理事・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加52名、出来高12,787,500円
- 18日 刀剣博物館新築落成記念式典・祝賀会が第一ホテル両国において開催され、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事ほか役員・組合員多数が出席
- 25日 産経新聞社・ジャパンフォワード推進機構を清水理事長・服部副理事長・嶋田専務理事が訪問、海外向け広告の件につき関根氏と打ち合わせ
- 2月6日 高岩節夫氏表彰の件で同氏宅を清水理事長・嶋田専務理事が訪問
- 16日 全刀会終了後、東京美術倶楽部において『刀剣界』第40号編集委員会（初校）・刀剣評価鑑定士実行委員会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・冥賀理事・深海相談役・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において組合交換会を開催。参加50名、出来高6,906,000円
- 17日 東京美術倶楽部において第7回理事会を開催。出席者、清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・吉井理事・赤荻監事・大西監事
- 26日 清水理事長・嶋田専務理事が刀剣評価査定のため（公財）日本美術刀剣保存協会を訪問
- 3月7日 公益財団法人日本美術刀剣保存協会酒井忠久会長・柴原勤専務理事・志塚德行常務理事・福本富雄常務理事と懇談会を開催。出席者清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・飯田理事・冥賀理事・深海相談役
- 8日 福隆美術工芸において『刀剣界』第40号編集委員会を開催（再校）。出席者嶋田専務理事・綱取常務理事・生野理事・深海相談役・土子氏
- 15日 経済産業省の象牙等取扱事業者向け「改正種の保存法に関する説明会」に清水理事長・伊波副理事長・生野理事が参加
- 16日 東京美術倶楽部において第8回理事会を開催。出席者清水理事長・伊波副理事長・土肥副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・飯田理事・大平理事・木村理事・猿田理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事
- 16日 東京美術倶楽部において『刀剣界』第41号編集委員会を開催（企画）。出席者清水理事長・伊波副理事長・服部副理事長・嶋田専務理事・佐藤常務理事・綱取常務理事・大平理事・木村理事・生野理事・瀬下理事・松本理事・冥賀理事・土子氏
- 17日 東京美術倶楽部において組合特別交換会を開催。参加80名、出来高42,791,000円
- 17日 組合特別交換会終了後、新橋亭において懇親会を開催。参加50名

組合30年の歩み

元号・年	西暦	月 日	事 項
昭和58年	1983	10月29日	日本赤十字本社内において協同組合設立のための発起準備会を開催。出席者／柴田光男・中宮好郎・金丸久志・松島敏雄・荒勢英一・飯田一雄・中園良一。
		11月29日	通産省を訪ね、組合設立について陳情。参加者／柴田光男・松島敏雄・荒勢英一・金丸久志・吉井哲夫・飯田一雄。
60年	1985	12月16日	日本赤十字本社内において第1回準備会を開催。
		8月12日	警察庁保安部保安課を訪ね、組合設立の趣旨と経過を説明。
61年	1986	8月28日	警察庁保安部保安課にて、組合の所管について説明を受ける。
		1月31日	新しく設立準備会を組織。世話人代表／朝倉万幸・荒勢英一・飯田稔・伊波徳男・伊波富彦・大藪良辰・柴田光男・中宮敬輔・松島敏雄・山崎昭・吉井哲夫・飯田一雄。
62年	1987	2月15日	組合事務所を港区新橋6-5-4に設置。設立同意者名簿を作成し、発起人会を結成。代表／柴田光男。
		5月15日	全日空ホテルにおいて128人が出席し、設立総会を開催。理事長／柴田光男、副理事長／松島敏雄・金丸久志・福永昭二、専務理事／荒勢英一、常務理事／朝倉万幸・山崎昭。引き続き創立記念式典・祝賀懇親会を開催。
63年	1988	9月24日	中曽根康弘内閣総理大臣より全国刀剣商業協同組合が正式認可を受ける。所管は警察庁。
		12月11日	上野・両大師堂において全刀商の第1回刀剣交換会を開催。参加90人。
		5月12日	全日空ホテルにおいて第1回通常総会および創立1周年記念式典を開催。『全刀商』を創刊。
		5月12日	『全刀商』を創刊。
		11月18日	～20日、サンケイ会館において「刀剣まつり」・一般公開オークションを開催。



創立総会で挨拶する発起人代表・柴田光男氏



初代理事長・柴田光男氏



第1回通常総会の審議風景



設立1周年祝賀会。発声は本阿彌日洲氏



組合交換会始まる

元号・年	西暦	月 日	事 項
平成元年 2年	1989	5月12日	東海大学校友会館において第2回通常総会を開催。役員を改選。金丸久志副理事長の死去に伴い、後任に大塚源市が就任。松島敏雄は相談役に。
		11月17日	～19日、サンケイ会館において「刀剣フェスティバル'89」を開催。
		11月26日	「刀剣フェスティバル'89」の売上の一部を出店者から募り、30万円を財団法人警察育英会に寄付。
		11月28日	第1回全刀商親睦ゴルフコンペを開催。参加14人。
		12月15日	組合事務所を港区新橋6-5-4-510から新橋4-30-7、内海ビル2階に移転。
	1990	12月20日	霞ヶ関東海倶楽部において組合役員ら13人が顧問・町村信孝衆議院議員を囲んで懇談。
		5月8日	東海大学校友会館において第3回通常総会を開催。
		9月23日	組合初の試みである臨時特別交換会を上野・下谷神社で開催。参加46人。
		11月16日	～18日、サンケイ会館において「刀剣フェスティバル'90」を開催。
		11月16日	サンケイ会館においてシンポジウム「刀剣界の戦後のあゆみと21世紀への展望」を開催。
3年	1991	12月5日	「刀剣フェスティバル'90」の売上の一部30万円を『産経新聞』の「明美ちゃん基金」に寄付。
		12月17日	日本工業新聞社から柴田光男理事長に感謝状が贈られる。
		12月25日	柴田光男理事長・荒勢英一専務理事・山崎昭常務理事らが警察庁を訪れ、発見届の緩和などを陳情。
		1月30日	銃刀法改正の件で、柴田光男理事長・荒勢英一専務理事が警察庁防犯課を訪問。
		2月12日	柴田光男理事長・荒勢英一専務理事・深海信彦理事が警察庁防犯課を訪ね、銃刀法に関する要望書を提出。
	1992	5月23日	東海大学校友会館において第4回通常総会を開催。役員を改選。理事長／荒勢英一、副理事長／福永昭二・朝倉万幸・柴田和夫、専務理事／深海信彦、常務理事／城所稔・山田均。
		10月22日	組合事務所を新宿区大久保2-18-10、新宿スカイプラザ1302号に移転。
		11月20日	『やさしいかたな』を刊行。
		11月22日	～24日、4回目となる全刀商の展示即売会を「大刀剣市」と改称し、サンケイ会館において開催。
		2月25日	『組合だより』を創刊（～平成12年2月15日、第21号）
4年	1992	5月19日	東海大学校友会館において第5回通常総会を開催。
		11月21日	～23日、第5回「大刀剣市」を開催。



第2代理事長・荒勢英一氏



初めて開催したシンポジウム



オークションの下見風景



「大刀剣市」と銘打った
展示即売会のオープニング

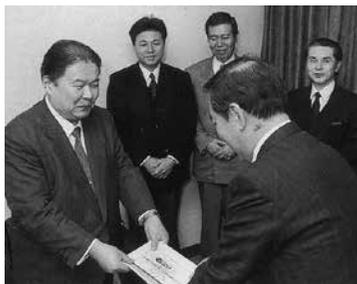
元号・年	西暦	月 日	事 項
5 年	1993	5月11日	第6回通常総会を開催。役員を改選。理事長／荒勢英一、副理事長／福永昭二・朝倉万幸・柴田和夫、専務理事／深海信彦、常務理事／城所稔・山田均。
		11月20日	～22日、サンケイ会館において第6回「大刀剣市」を開催。
		11月30日	荒勢英一理事長・深海信彦専務理事・城所稔常務理事・飯田一雄相談役が産経新聞社・日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に23万円を寄付。
6 年	1994	5月22日	東京美術倶楽部において第7回通常総会を開催。
		8月25日	『刀界ニュース』（月刊）を創刊（～平成7年4月25日、第9号）。
		8月25日	『やさしいかたな』第2刷を刊行。
		10月8日	～10日、東京美術倶楽部において第6回「大刀剣市」を開催。新たに「優秀新作刀展示即売会」を併催。
		10月18日	執行部が警察庁生活安全局生活安全企画課と会合。古物営業法関係法令の規制緩和について具体的提言を求められる。
7 年	1995	10月26日	「明美ちゃん基金」に20万6,000円を寄付。
		1月30日	兵庫県南部地震義援金受付所（発起人代表・猿田慎男）宛に見舞金を送る。その後も組合員に義援金を募り、2月20日までに540万円余と救援物資が届く。
		5月31日	東京美術倶楽部において第8回通常総会を開催。役員を改選。理事長／荒勢英一、副理事長／福永昭二・朝倉万幸・城所稔、専務理事／深海信彦、常務理事／齋藤光興・高橋歳夫。
		11月10日	～12日、東京美術倶楽部において第8回「大刀剣市」を開催。
		11月24日	城所稔副理事長と深海信彦専務理事が産経新聞社・日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に22万5,000円を寄付。
8 年	1996	5月2日	独自の行商従業者証と営業所標識の制作申請に対して、国家公安委員長より正式に承認される。
		5月17日	熱海・石庭において第9回通常総会を開催。
		11月22日	～24日、東京美術倶楽部において「'96大刀剣市」を開催。
		12月12日	城所稔副理事長・深海信彦専務理事・黒川精吉理事が産経新聞社・日本工業新聞社を訪れ、「明美ちゃん基金」に22万3,000円を寄付。
		5月22日	東海大学校友会館において第10回通常総会を開催。役員を改選。理事長／荒勢英一、副理事長／福永昭二・朝倉万幸・城所稔、専務理事／深海信彦、常務理事／齋藤光興・高橋歳夫。総会に引き続き、全国刀剣商業協同組合設立10周年記念式典を開催。
9 年	1997	11月22日	～24日、東京美術倶楽部において「大刀剣市'97」を開催。
		12月9日	城所稔副理事長・深海信彦専務理事・服部暁治理事・冥賀吉也理事が日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に23万5,000円を寄付。

設立10周年記念祝賀会
(平成9年5月22日)



3回目を迎えた併催の
「優秀新作刀展」

荒勢理事長から日本工業新聞社納屋社長
に浄財を託す (平成5年)



元号・年	西暦	月 日	事 項
10年	1998	5月23日 11月21日 12月4日	熱海・石庭において第11回通常総会を開催。 ～23日、東京美術倶楽部において「大刀剣市'98」を開催。 城所稔専務理事・高橋歳夫常務理事・冥賀吉也理事・吉原義人刀匠が日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に浄財30万円を寄付。
11年	1999	5月17日 11月20日 12月17日	第12回通常総会を開催。役員を改選。理事長／荒勢英一、副理事長／福永昭二・朝倉万幸、専務理事／城所稔、常務理事／齋藤光興・高橋歳夫。 ～22日、東京美術倶楽部において「大刀剣市'99」を開催。 城所稔専務理事・服部暁治理事・冥賀吉也理事が日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に約30万円を寄付。
12年	2000	4月17日 11月17日 12月6日	ホテルオークラにおいて第13回通常総会を開催。 ～19日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2000」を開催。 城所稔専務理事・齋藤光興専務理事・清水儀孝氏が日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に24万円を寄付。
13年	2001	5月17日 9月21日 11月10日 12月21日	東京美術倶楽部において第14回通常総会を開催。役員を改選。理事長／飯田一雄、副理事長／朝倉万幸・齋藤光興、専務理事／高橋歳夫、常務理事／服部暁治・冥賀吉也。 「大刀剣市」で開いた「全国被災地救援チャリティーオークション」の売上に築地刀剣会・刀栄会・全刀会の各交換会からの寄付を合わせた200万円を飯田一雄理事長・齋藤光興副理事長・高橋歳夫専務理事・清水儀孝氏が持参し、三宅島被災者への義援金として東京都・青山佾副知事に託す。 ～12日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2001」を開催。 飯田一雄理事長らが日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に25万円を寄付。
14年	2002	5月17日 11月2日 12月20日	東京美術倶楽部において第15回通常総会を開催。 ～4日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2002」を開催。 齋藤光興副理事長・高橋歳夫専務理事・服部暁治常務理事が日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に26万5,000円を寄付。
15年	2003	5月22日 11月1日 11月14日	東京美術倶楽部において第16回通常総会を開催。役員を改選。理事長／飯田一雄、副理事長／柴田和夫・齋藤光興、専務理事／高橋歳夫、常務理事／服部暁治・冥賀吉也。 ～3日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2003」を開催。 齋藤光興副理事長・服部暁治常務理事が日本工業新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に32万5,000円を寄付。



青山副知事に義援金を託す
飯田理事長ら（平成13年）



第3代理事長・飯田一雄氏



大刀剣市の「我が家のお宝鑑定」
は公開で行われたことも…



大刀剣市会場を見学する当組合顧問の町村信孝衆議
院議員

元号・年	西暦	月 日	事 項
16年	2004	5月17日 10月29日 11月	東京美術倶楽部において第17回通常総会を開催。 ～31日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2004」を開催。 服部晧治常務理事・飯田慶久理事・川島貴敏理事がフジサンケイビジネスアイを訪ね、「明美ちゃん基金」に35万円を寄付。
17年	2005	5月17日 10月28日 11月17日	東京美術倶楽部において第18回通常総会を開催。役員を改選。理事長／朝倉万幸、副理事長／高橋歳夫・飯田慶久・山田均、専務理事／齋藤光興、常務理事／服部晧治・冥賀吉也。 ～30日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2005」を開催。 齋藤光興専務理事・服部晧治常務理事・清水儀孝理事がフジサンケイビジネスアイを訪ね、「明美ちゃん基金」に35万円を寄付。
18年	2006	2月25日 5月17日 10月27日 12月22日	『やさしいかたな』第2版刊行。 東京美術倶楽部において第19回通常総会を開催。 ～29日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2006」を開催。 山田均副理事長・服部晧治常務理事・清水儀孝理事がフジサンケイビジネスアイを訪ね、「明美ちゃん基金」に43万円を寄付。
19年	2007	5月17日 10月26日 11月29日	東京美術倶楽部において第20回通常総会を開催。役員を改選。理事長／飯田慶久、副理事長／猿田慎男・土肥豊久、専務理事／清水儀孝、常務理事／齋藤隆久・川島貴敏。 ～28日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2007」を開催。 清水儀孝専務理事・川島貴敏常務理事・飯田智一理事が産経新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に37万5,000円を寄付。
20年	2008	5月17日 11月1日 11月	東京美術倶楽部において第21回通常総会を開催。 ～3日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2008」を開催。 清水儀孝専務理事・嶋田伸夫理事・齋藤恒氏が産経新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に44万円を寄付。
21年	2009	5月17日 11月1日 11月	東京美術倶楽部において第22回通常総会を開催。役員を改選。理事長／飯田慶久、副理事長／猿田慎男・土肥豊久、専務理事／清水儀孝、常務理事／川島貴敏・伊波賢一。 ～3日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2009」を開催。 清水儀孝専務理事・服部晧治理事が産経新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に20万円を寄付。
22年	2010	5月17日 10月29日 11月	東京美術倶楽部において第23回通常総会を開催。 ～31日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2010」を開催。 川島貴敏副理事長・青木成高理事・服部晧治理事が産経新聞社を訪ね、「明美ちゃん基金」に20万円を寄付。



第4代理事長・朝倉万幸氏



第5代理事長・飯田慶久氏



「明美ちゃん基金」の募金に快く応じる組合員



国家公安委員長から承認されたメンバーズカードと標識(平成8年)

元号・年	西暦	月 日	事 項		
23年	2011	5月17日	東京美術倶楽部において第24回通常総会を開催。役員を改選。理事長／深海信彦、副理事長／猿田慎男・土肥豊久・川島貴敏、専務理事／清水儀孝、常務理事／伊波賢一・齋藤恒。		
		6月27日	深海信彦理事長・川島貴敏副理事長・伊波賢一常務理事が産経新聞社を訪問、東日本大震災被災者救援のための義援金を寄託。		
		6月29日	深海信彦理事長・齋藤恒常務理事・冥賀吉也理事が日本美術刀剣保存協会を訪問、東日本大震災の義援金を寄託。		
		7月8日	深海信彦理事長・川島貴敏副理事長・齋藤恒常務理事・網取譲一理事が読売新聞社（読売光と愛の事業団）を訪問、東日本大震災の義援金を寄託。		
		9月15日	機関紙『刀剣界』発刊。		
		10月28日	～30日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2011」を開催。		
		10月29日	東日本大震災復興支援チャリティーオークションを開催。売上金3,368,000円。		
		12月16日	深海信彦理事長・土肥豊久副理事長・猿田慎男副理事長が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に25万円を寄付。		
		24年	2012	5月17日	東京美術倶楽部において第25回通常総会を開催。
				9月14日	深海信彦理事長・清水儀孝専務理事・嶋田伸夫理事・高橋正法理事が読売新聞社を訪問し、全国学校図書館協議会に東日本大震災の義援金150万円を寄託。
9月28日	深海信彦理事長・清水儀孝専務理事・齋藤恒常務理事・冥賀吉也理事が産経新聞社を訪問し、東日本大震災の義援金200万円を寄託。				
10月26日	～28日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2012」を開催。				
25年	2013	2月8日	深海信彦理事長・清水儀孝専務理事・伊波賢一常務理事・新堀孝道理事が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に31万円を寄付。		
		5月17日	東京美術倶楽部において第26回通常総会を開催。役員を改選。理事長／深海信彦、副理事長／猿田慎男・土肥豊久・冥賀吉也、専務理事／清水儀孝、常務理事／伊波賢一・服部暁治。		
		10月25日	『やさしいかたな』第3版刊行。		
		10月25日	～27日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2013」を開催。		
		11月29日	冥賀吉也副理事長・伊波賢一常務理事・服部暁治常務理事・大平岳子理事が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に31万円を寄付。		



第6代理事長・深海信彦氏



3版を重ねた「やさしいかたな」（左：初版、右：第3版）

東日本大震災復興支援チャリティーオークション（平成23年）

元号・年	西暦	月 日	事 項
26年	2014	2月17日	東京美術倶楽部にて東京都銃砲刀剣類登録審査変更等説明会を開催。都教育庁から大畑浩子氏・小森勉氏来訪。
		5月17日	東京美術倶楽部において第27回通常総会を開催。
		11月1日	～3日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2014」を開催。
		11月29日	ホテルオークラ東京にて「本阿彌光洲氏重要無形文化財認定祝賀会」が開催され、組合より深海信彦理事長ほか多数が出席。
		12月17日	清水儀孝専務理事・赤荻稔理事・持田具宏理事が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に30万円を寄付。
27年	2015	5月17日	東京美術倶楽部において第28回通常総会を開催。役員を改選。理事長／深海信彦、副理事長／猿田慎男・冥賀吉也、専務理事／清水儀孝、常務理事／伊波賢一・服部暁治。
		11月20日	～22日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2015」を開催。
		12月17日	清水儀孝専務理事・服部暁治常務理事・生野正理事が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に30万円を寄付。
28年	2016	5月17日	東京美術倶楽部において第29回通常総会を開催。
		11月18日	～20日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2016」を開催。
		12月22日	清水儀孝専務理事・服部暁治常務理事・松本義行理事が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に30万円を寄付。
29年	2017	5月17日	東京美術倶楽部において第30回通常総会を開催。役員を改選。理事長／清水儀孝、副理事長／伊波賢一・土肥豊久・服部暁治、専務理事／嶋田伸夫、常務理事／佐藤均・綱取譲一。
		6月12日	東京美術倶楽部において経済産業省生活製品課の山崎・鴨志田両氏を講師に迎え、象牙取り扱い登録申請法律改正の説明会を開催。
		11月17日	～19日、東京美術倶楽部において「大刀剣市2017」を開催。
		12月21日	嶋田伸夫専務理事・綱取譲一常務理事・瀬下明理事が産経新聞社を訪問し、「明美ちゃん基金」に25万円を寄付。
30年	2018	1月18日	第一ホテル両国において「刀剣博物館新築落成記念式典・祝賀会」が開催され、清水儀孝理事長・伊波賢一副理事長・服部暁治副理事長・嶋田伸夫専務理事ほか役員・組合員多数が出席。
		3月17日	東京美術倶楽部において組合特別交換会を開催。その後、新橋亭において懇親会を開催。
		5月17日	東京美術倶楽部において第31回通常総会を開催。
		5月17日	東京美術倶楽部において「刀剣評価鑑定士」第1回公開模擬試験を実施。



第7代理事長・清水儀孝氏



恒例となった「明美ちゃん基金」への寄付



開場前から東京美術倶楽部を訪れるお客さま



第27回通常総会の審議風景

歴代役員

昭和62～63年度

理事長 柴田光男
副理事長 金丸久志・福永昭二・松島敏雄
専務理事 荒勢英一
常務理事 朝倉万幸・山崎昭
理事 飯村和正・小柳雅志・後藤和俊
斎藤雅稔・斎藤武司・斎藤光興
柴田和夫・志村坦作・進藤久雄
田名網二郎・三木義男・山田暁
吉川栄次
監事 飯田一雄・佐藤次喜
顧問 田中龍夫・鯨岡兵助・町村信孝・根本成

平成元(昭和64)～2年度

理事長 柴田光男
副理事長 大塚源市・福永昭二
専務理事 荒勢英一
常務理事 朝倉万幸・山崎昭
理事 安東博道・城所稔・小柳雅志・後藤和俊
斎藤雅稔・斎藤武司・斎藤光興
佐藤次喜・柴田和夫・進藤久雄
田部井勇・豊島清・深海信彦・三木義男
山田暁
監事 飯田一雄・吉川栄次
顧問 田中龍夫・鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 松島敏雄
参与 大野慶一

平成3～4年度

理事長 荒勢英一
副理事長 朝倉万幸・柴田和夫・福永昭二
専務理事 深海信彦
常務理事 城所稔・山田均
理事 安東孝恭・飯村和正・黒川精吉
小柳雅志・後藤和俊・斎藤光興
佐藤次喜・杉江雄治・高橋歳夫
冥賀吉也・廻平蔵・吉川栄次

監事 南沢岩吉・山田暁
顧問 鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 飯田一雄・大塚源市・柴田光男

平成5～6年度

理事長 荒勢英一
副理事長 朝倉万幸・柴田和夫・福永昭二
専務理事 深海信彦
常務理事 城所稔・山田均
理事 安東孝恭・飯村和正・黒川精吉
後藤和俊・斎藤光興・佐藤次喜
杉江雄治・高橋歳夫・服部暁治
藤岡弘之・冥賀吉也・廻平蔵

監事 南沢岩吉・山田暁
顧問 鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 飯田一雄・大塚源市・柴田光男

平成7～8年度

理事長 荒勢英一
副理事長 朝倉万幸・城所稔・福永昭二
専務理事 深海信彦
常務理事 斎藤光興・高橋歳夫
理事 飯塚賢路・金丸十三・黒川精吉
後藤和俊・櫻井克司・佐藤次喜
猿田慎男・玉山祐司・服部暁治
藤岡弘之・冥賀吉也・山田均
監事 飯村和正・山田暁
顧問 鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 飯田一雄・大塚源市・柴田和夫
柴田光男

平成9～10年度

理事長 荒勢英一
副理事長 朝倉万幸・城所稔・福永昭二
専務理事 深海信彦
常務理事 斎藤光興・高橋歳夫
理事 安東孝恭・飯塚賢路・金丸十三

黒川精吉・後藤和俊・櫻井克次
猿田慎男・玉山祐司・服部暁治
冥賀吉也・山田均

監事 森野幸男・山田暁
顧問 鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 飯田一雄・大塚源市・柴田和夫
柴田光男

平成11～12年度

理事長 荒勢英一
副理事長 朝倉万幸・福永昭二
専務理事 城所稔
常務理事 斎藤光興・高橋歳夫
理事 安東孝恭・飯塚賢路・金丸十三
黒川精吉・後藤和俊・猿田慎男
玉山祐司・服部暁治・深海信彦
冥賀吉也・山田均
監事 森野幸男・山田暁・菅原静雄
顧問 鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 飯田一雄・大塚源市・柴田和夫
柴田光男

平成13～14年度

理事長 飯田一雄
副理事長 朝倉万幸・斎藤光興
専務理事 高橋歳夫
常務理事 服部暁治・冥賀吉也
理事 赤荻稔・荒勢英一・安東孝恭
飯田隆久・飯塚賢路・伊波賢一
大平将義・小美濃清明・黒川精吉
後藤和俊・猿田慎男・土肥豊久
深海信彦・山田均・飯田慶久(14年より)
監事 清水政吉・菅原静雄
顧問 鯨岡兵助・町村信孝・根本成
相談役 伊波富彦・大塚源市・柴田和夫
柴田光男

平成15～16年度

理事長 飯田一雄
副理事長 柴田和夫・斎藤光興
専務理事 高橋歳夫
常務理事 服部暁治・冥賀吉也

理事 安東孝恭・飯田隆久・飯田慶久
飯塚賢路・伊波賢一・大平将義
城所稔・黒川精吉・後藤和俊
猿田慎男・清水儀孝・土肥豊久
深海信彦・山田均

監事 赤荻稔・菅原静雄
顧問 町村信孝・根本成・天田昭次
大隅俊平・永山光幹・藤代松雄
相談役 柴田光男・伊波富彦・福永昭二
大塚源市
参与 山崎昭・斎藤雅稔・伊波徳男

平成17～18年度

理事長 朝倉万幸
副理事長 高橋歳夫・飯田隆久・山田均
専務理事 斎藤光興
常務理事 服部暁治・冥賀吉也
理事 安東孝恭・飯田智一・飯田慶久
飯塚賢路・伊波賢一・川島貴敏
城所稔・黒川精吉・斎藤隆久
猿田慎男・清水儀孝・土肥豊久
深海信彦

監事 赤荻稔・小美濃清明
顧問 天田昭次・根本成・永山光幹
大隅俊平
相談役 伊波富彦・福永昭二・大塚源市
柴田和夫・飯田一雄
参与 山崎昭・斎藤雅稔・伊波徳男

平成19～20年度

理事長 飯田慶久
副理事長 猿田慎男・土肥豊久
専務理事 清水儀孝
常務理事 斎藤隆久・川島貴敏
理事 飯田智一・伊波賢一・佐藤均
柴田和満・嶋田伸夫・高橋正法
網取譲一・持田具宏・吉井唯夫

監事 赤荻稔・小美濃清明
顧問 天田昭次・根本成・永山光幹
大隅俊平
相談役 伊波富彦・福永昭二・大塚源市
柴田和夫・飯田一雄
参与 山崎昭・斎藤雅稔・伊波徳男

平成21～22年度

理事長 飯田慶久
副理事長 猿田慎男・土肥豊久
専務理事 清水儀孝
常務理事 川島貴敏・伊波賢一
理事 朝倉忠史・飯田隆久・城所稔・齋藤恒
佐藤均・嶋田伸夫・新堀孝道・高橋歳夫
綱取譲一・服部暁治・深海信彦
冥賀吉也・吉井唯夫
監事 赤荻稔・小美濃清明
顧問 天田昭次・大隅俊平・永山光幹・根本成
相談役 朝倉万幸・大塚源市・柴田和夫
福永昭二
参与 伊波徳男・斎藤雅稔

平成23～24年度

理事長 深海信彦
副理事長 猿田慎男・土肥豊久・川島貴敏
専務理事 清水儀孝
常務理事 伊波賢一・齋藤恒
理事 青木成高・朝倉忠史・飯田慶久
城所稔・嶋田伸夫・新堀孝道
高橋歳夫・玉井義輝・綱取譲一
服部暁治・冥賀吉也・山田均
吉井唯夫
監事 赤荻稔・持田具宏
顧問 天田昭次・根本成
相談役 福永昭二・柴田和夫・朝倉万幸
参与 伊波徳男・斎藤雅稔

平成25～26年度

理事長 深海信彦
副理事長 猿田慎男・土肥豊久・冥賀吉也
専務理事 清水儀孝
常務理事 伊波賢一・服部暁治
理事 赤荻稔・飯田慶久・大平岳子
嶋田伸夫・生野正・瀬下明・高橋歳夫
綱取譲一・持田具宏・吉井唯夫
監事 笠原泰明・佐藤均
顧問 天田昭次
相談役 柴田和男・朝倉万幸
参与 伊波徳男・斎藤雅稔

平成27～28年度

理事長 深海信彦
副理事長 猿田慎男・冥賀吉也
専務理事 清水儀孝
常務理事 伊波賢一・服部暁治
理事 赤荻稔・飯田慶久・佐藤均・嶋田伸夫
生野正・瀬下明・綱取譲一・土肥豊久
松本義行・持田具宏・吉井唯夫
監事 大平岳子・木村義治
相談役 福永昭二・柴田和男・朝倉万幸
参与 伊波徳男・斎藤雅稔

平成29～30年度

理事長 清水儀孝
副理事長 伊波賢一・土肥豊久・服部暁治
専務理事 嶋田伸夫
常務理事 佐藤均・綱取譲一
理事 飯田慶久・大平岳子・木村義治
猿田慎男・生野正・瀬下明・松本義行
冥賀吉也・持田具宏・吉井唯夫
監事 赤荻稔・大西康一
相談役 朝倉万幸・深海信彦

「全刀商」草創期の動向

元理事長
飯田 一雄

「全刀商」組合が設立から30年を迎えるのは、現職役員をはじめ全国から参じた組合員が一致協力して活動を続けてきた賜物であり、それは相互扶助の組合の理念に基づくものにほかならない。

思えば設立30年はまたたく間のことであるように覚える。それだけに設立の当初の動向には変動が激しく、ほとんど知られぬことが多いので、下支えした先人の奉仕活動につき若干触れてみることにしてみたい。

「組合が結成されるまで」（『全刀商』創刊号・昭和63年5月刊）では、組合結成の準備会から設立までにつき少しく詳しく触れているので、参照くださいれば幸いであり、ここでの文と少しく重複する気遣いがあるが、できるだけここまで知られずにきた逸話を思い返してみることにしよう。

組合結成の機運が昭和58年春ころからほうはいとして沸き起こったのは、古美術業界に不況感が浸透し、個々に活動することの不利に気づき、相互に連携し協同して経済活動を活発化していだけてなく、業界そのものの地位を高めていこうとするものであった。「刀剣商」の名称は当時あっては通称であって、法的には認知されておらず、協同組合が認可されて初めて「刀剣商」という業種が存立することを得たのである。

「全刀商」は「中小企業等協同組合法」に基づく、相互扶助の精神に則り、各員の経済的地位の向上を図るためのものとして制定された。日本の「古美術業界」では最初で、唯一の公的な「協同組合」であることは、今に変わらない。

当初は「協同組合」の存在すら知らず、設立のための窓口さえ明らかでなかったし、社団法人化を念頭に置いていたこともあったが、これは商業としての職種上から「協同組合」に適合すると判断された。

協同化のための発起準備会が持たれたのは昭和58年10月29日、東京芝・日本赤十字本社内で、柴田光男・荒勢英一・松島敏雄・金丸久志・吉井哲夫に飯

田一雄・中園良一（書記）の7名が会合し、今後の進行準備につき万端の打ち合わせをすることからスタートを切った。

同年11月29日、河端照孝氏の仲介を得て、通産省に野々内隆基礎産業局長（当時、後にエネルギー庁長官）を訪ね、協同化のための組織化につき陳情をする。通産省側は局長をはじめ課長・係長・担当係官5人であり、当方は発起準備会の6人に河端氏がオブザーバー出席し、およそ1時間に及び懇談する。ここでまず協同化の目指すものは何かが論じられ、諸論があったが、前述のように職種の性格上から「協同組合」の組織化がベターであると決し、即日設立へのスタートを切る内諾を得ることができた。

組合設立のための準備会は翌12月16日に持たれ、次いで発起人会の結成へと進む。まず必要とされたのが「刀剣商」としての職種の性格づけで、企業構造・市場形成・販売形態などを明らかにすることで、職種認可のための基礎資料を整えることから着手した。

設立準備会のメンバーは職種実態のアンケート調査を行い、設立の趣旨を広報し、状況説明のため柴田光男・松島敏雄・中宮好郎・金丸久志の諸氏を主に東奔西走する一方、事務面では全国中小企業団体中央会の指導を受け、事業計画・予算・定款の原案作成へと進んだ。基礎資料を整えるには1カ年を要したであろう。

所管庁から呼び出しが飯田宛にかかってくると、荒勢氏へ電話する。その日の夜行で氏は富山を発して翌朝早く上野へ到着し、午前中に共に官庁へ向かうという行程を繰り返した。週に1回ほどの頻度で1カ年がまたたく間に過ぎた。まだ新幹線が北陸に開通する以前のころである。

昭和60年8月に入って、愛刀家でもあった根本成氏（当時、日本防災通信協会常務）の先導を得て、警察庁保安部保安課を訪ねたのは荒勢英一・飯田一雄・朝倉万幸・斎藤光興の4名で、清島伝生氏（当

時、保安課課長)他5人の担当官と面談し、組合設立についての趣旨と経過説明を行ったところ、設立へ向けての激励の言葉を頂いた。

8月12日から以降、数度に及ぶ保安部保安課との面談で、業界の全員が設立する組合に入会できるのが好ましいこと、業界が組合に一本化することが望まれ、警察庁としても前向きに協力していくとのことであり、所管行政庁については中小企業等協同組合法第111条の項目に基づき、通産省と両管にしてほしいとの旨で、通産省との間で話し合いが持たれた。

8月28日、再び保安部保安課にて、田林均保安部保安課理事官(当時)他4名の担当官と面談、準備会からは柴田光男・荒勢英一・飯田一雄の3名が出席する。

銃刀法・古物営業法など刀剣業者に関連する法規の所管が警察庁に多いこともあって、田林理事官から組合の所管は警察庁の専管が望ましい旨の発言があった。田林理事官は、なお今後はどのようなことでも遠慮なく相談してほしいとのことであった。

警察庁・通産省との両管を望む声はあったが、今においては協同組合をつくる機会が再び来ることは見込めないであろうとの判断もあったし、9月に入ってから所管行政庁について警察庁と通産省との間で話し合いが持たれ、この後は警察庁の専管で設立へ向けて進捗していくこととなった。

これまでの設立準備会が新しく組織化されたのは昭和61年1月31日のことである。12人の世話人代表が選出され、業界が一つになって設立へ向けて準備活動を進めることが本格化した。設立同意者の実態調査、設立趣意書、収支予算、事業計画など認可申請書の整備にかかりきる日々が続く、警察庁側では名和振平氏(当時、生活経済課)が精力的に資料整備に当たられた。

書類資料が揃い諸準備が整って後、設立準備会は発起人会の結成へと移行し、創立総会の公告ができたのは昭和62年春になってからである。組合結成の機運が起きてから5年間近くを要したことになる。

昭和62年5月15日、東京全日空ホテルで創立総会が催され、130人の組合賛同者と多数の来賓が出席くださされ、盛況のうちに終始和やかに創立のスタートを切った。

かくて刀業界に事業協同組合が誕生したのであるが、創立総会の終了後に行わねばならないのが設立認可の申請と設立登記である。協同組合が公式に成立するための全ての手続きが完了し、中曽根康弘内閣総理大臣(当時)から設立の認可を受けたのは昭和62年9月24日付で、認可証は同9月28日に交付された。

ここに中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合として全国刀剣商業協同組合が結成された。なお当初は「全国刀剣商協同組合」であったが、商業の「業」を加えた名称は刀剣商のほか職方の多くの刀業者が参加できる可能性を残すため「商業」の名としたものであり、今にその意が通り、刀剣商と刀剣職方が一体となって参加活動していることは好ましい。

協同組合の結成までの道のりを支えたものは、諸機関をはじめ諸先生方の指導によるところであり、刀業界の先達が私心を去って先導に当たただけでなく、刀業界の多くの各位が協調の心をつにした熱意に負うところがあったと言えよう。必ずしも平坦な歩みではなかったのはものの常であり、一時は一部の組合(抵抗勢力)が、内閣官房を通じて官庁へ設立再考を促す動きを見せたこともあったが、大勢の時の流れには抗すべくもなく、組合設立への動勢は揺るぎないものがあつた。それは刀界の諸団体が大同団結した結果がもたらしたのものであつた。なお刀界の旧来の組織は平成13年5月に勇断をもって全刀商と発展的統合を果たしている。

柴田光男初代理事長から歴代理事長を中心に役員・組合員が組合活動に専心してきている中で、特に荒勢英一氏は平成3年5月から10年間に及び理事長職にあり、常に陣頭に立って活動に奉仕し、組合に貢献されてきている。平成8年11月22日付『日本工業新聞』に、

役所の書類などに記入する職業欄のなかに古物商という職業はあっても、刀剣商という言葉がなかった。職業名がもれているということは、つまりは社会的に認知されていないということになるわけで、これが組合を設立する原動力になりました。

と語って、「いまなお刀剣の普及啓もうを第一義に活動を続けています。」と言う。

組合設立の第一声が荒勢氏から発せられ、その設立に邁進した一人であることを知る人は少なく、ほとんど影が薄くなっている今、ここにあって顕彰の

意を示すものである。

鈍牛のような氏は永年に及びお世話になった刀剣界に恩返しのため、組合設立に当たるのだとひそかに語っていたことがある。人は毀誉褒貶、時により、見る立場により、思いが異なることがままあり得ることだが、氏の組合設立への熱意の一面は直に今もなお感得するところがあってよいだろう。

その後の協同組合は全刀商の名の下に、目覚ましい活動を展開し、刀業界の活性化・近代化に邁進してきていることは周知であり、それについては別に多くの方々が語るのはうれしく、今回は草創期の動向についてのみ触れてみた。

(筆者の理事長在任は平成13～16年度)

結成参拾年

元理事長
朝倉 万幸

今年はわれわれ全国刀剣商業協同組合が創立30年を迎える記念すべき喜ばしい年でもある。

昭和62年11月12日付にて内閣総理大臣より刀剣商組合としての公的認可が下ったが、それ以前の2年間というものは、諸先輩また同志が関係者に設立の賛同を得るために並々ならぬ苦労を重ねた日々であった。組合は全国に多種多様あろうが、公認ともなれば格式も違い、美術商の中にあっても少ないはずである。

そのころ、わが業界は防犯協力会に加入し、東西に分かれて協力をした時代であったが、新規組合設立には良く思わない御仁も数多く、双方ともに苦い経験をしたはずである。

その中で、警察庁の後押しを頂きながら諸事を積み重ねていくつかの事業に手を付けたような気もするが、業界拡大事業として第1回の刀剣即売会を計

画し、10数店舗が寄り合い開催したことは記憶に新しい。

今は組合の大事業として73店舗もの出店に拡大し、さらに発展しつつある「大刀剣市」であるが、ここにおのおのが培ってこられた顧客との絶対的信用を保ちながら前進することが、公認組合に対する大きな義務であると思っているのは、私だけではないと確信する。

その義務に応えるためにも、組合は門戸を厳しく、内規も年度ごとに見直すことである。

最後に、この業界、刀剣文化、刀剣事業に尽くされた先人、諸先輩の良き時代の思いを肝に銘じ、さらに輝かしい未来が開かれていく全国刀剣商業協同組合への望みを抱いて記す。

(筆者の理事長在任は平成17～18年度)

全刀商・刀防連合併のころの思い出

元理事長
飯田 慶久

今から24年前の平成6年、当時私は刀剣青年会の代表幹事として、伊豆の三養荘で大会を開きました。

その節に、深海信彦・冥賀吉也両先輩から「夕食後話があるので、ロビーに来てほしい」と言われました。その時の話は、全国刀剣商業協同組合（以下「全刀商」）と全国刀剣業界防犯協力連合会（以下「刀防連」）の2団体を合併させて業界の窓口を一本化したいとのことでした。

刀剣商の業界には戦前戦後を通して全国的な団体はなく、昭和46年になって東日本刀防連（初代・伊波富次郎会長）が設立され、同48年には西日本刀防連（初代・中宮好郎会長）が設立、さらに全国刀防連として活動を始めました。毎年の総会をホテルオークラで開き、懇親会には警察庁・警視庁の方々をお呼びしていました。

一方の全刀商は昭和62年に設立され（初代・柴田光男理事長）、商業協同組合として警察庁所管で発足していました。

狭い業界において別個に活動するのではなく、刀剣商の団体の窓口を一本化し、全刀商の中に防犯部を設け刀防連の人たちも一緒にやっということでした。お二人は情熱的で、かつ真剣な眼差しでお話しされたことをよく覚えています。

私は当時、伊波富彦会長のもと、故大平将義氏・池田広司氏らとともに刀防連の若手役員として、伊波会長のお供で警察庁や警視庁にご挨拶に伺ったり、総会の準備などのお手伝いをしていました。

深海・冥賀両氏の熱意に感じ入り、私も業界の一本化に向けて行動しようと思った次第です。そしてその直後、ホテルオークラにおいて全刀商の荒勢英一理事長と刀防連の伊波会長との間で1回目の話し合いが行われました。全刀商から深海氏（当時専務理事）、そして刀防連から私も同席しました。

その時の話し合いでは、いきなり合併ではなくて数年間はそれぞれ総会は別に行い、懇親会を合同で行うこととし、少しずつ折り合っていくという形を

取りました。実際に合併したのは平成13年でしたから、足掛け7年かかったわけですね。合併直前の役員構成などの話は高橋歳夫（全刀商常務理事）・黒川精吉（同理事）両氏と私とで詰め、理事は双方から10名ずつ選ぶということとしました。

刀防連の中には合併に反対の意見もありましたから、その気持ちも汲んで、私は合併時の役員には変わらず、その後の平成14年に推薦により全刀商の理事に就任しました。そして平成19年に理事長を仰せつかり、2期4年理事長を務めました。

その間、役員を選任に従来の推薦制に代えて選挙制を導入しました。総会において「美術商の業界で最も人数の少ない小さな業界ですが、他団体に比べて最も透明性があり進歩的な業界だと言われる刀剣業界にするために選挙制を導入したい」と申し上げ、賛同を頂き、選挙で理事を選出し、その理事から選挙で理事長を選ぶこととしました。

今日までその役員選出方法は変わらず来ていますが、完璧というわけにはいかず、組合の通常交換会に参加している方や東京在住者からの選出がどうしても多くなり、一部から不満の声があることも事実です。しかし、組合である以上は中小企業等協同組合法にのっとりた選挙が行われなければならない、選挙制をやめれば透明性がないと批判の声が上がるでしょうし、難しい問題です。

この30年の歴史を見ますと、「大刀剣市」の出店数は当初から大幅に増え、毎年盛況となっています。深海理事長時代には『刀剣界』新聞が発刊になり、さらに現清水理事長のもとでは「刀剣評価鑑定士」の資格認定事業がスタートするなど、組合の発展は続いています。

それも、かつての刀剣業界において全刀商や刀防連などを設立してこられた先輩方のおかげであり、長年の苦勞を思うと頭が下がる思いです。今後、われわれは次世代のため、業界の一層の発展のため、組合活動を躍進させなければならないと思います。

（筆者の理事長在任は平成19～22年度）

組合は一日にしてならず

前理事長
深海 信彦

全国刀剣商業協同組は設立から30年を経過し、今年9月には31年目に入ろうとしている。

この30年の節目の年に当たり『全刀商』誌編集委員会より何か一文をと求められた。前理事長として何かしら回顧・回想文をしたためるべきではあるが、30年間はあまりにも長く、さらに、組合設立以前の準備段階の5年、否6年前を含めると36年間になんなんとする月日の経過がある。この間の思い出や出来事を正確に記す能力は私にはなく、しかも往時を共に語る人も少なく、もの言わぬ故人に関わる思い出話を、今生きる人が書くのは慎むべきであると考えれば、ますます記すべきことはなくなる。というより、組合で過去に発刊した『全刀商』誌・『組合たより』・『刀剣界』新聞等を読み返すと、自分の、組合に対する思いは十分に披瀝し尽くされており、今、何を語ってもすべてそれらの繰り返しになり、新たな感懐は浮かんでこないというのが正直な気持ちである。それと同時に、共に歩んできた組合の歴史は、前述の組合発行の機関紙誌に漏れなく記録・発信されており、誰が何を語るより正確なものである。

ただ、本誌が昭和63年5月に創刊されて以降の組

合の正史については、誰もが知ることができても、それ以前のことについては記録がなく、今となっては知る人は少ない。

誰が考えてみても、組合設立以前の5年以上の準備活動や、組合の前段階とも言うべき鑑定倶楽部設立・運営に資金が不要であったとは思わないであろうし、現在の組合事務所の多額な購入資金が天から降ってきたとも思わないであろう。これらのことを成し遂げるに当たっては、多くの人の努力と犠牲があったが、公に語られることはない。これら正史に対する外史・野史の類に関しては、機関誌に記述はないが、尊い事実である。

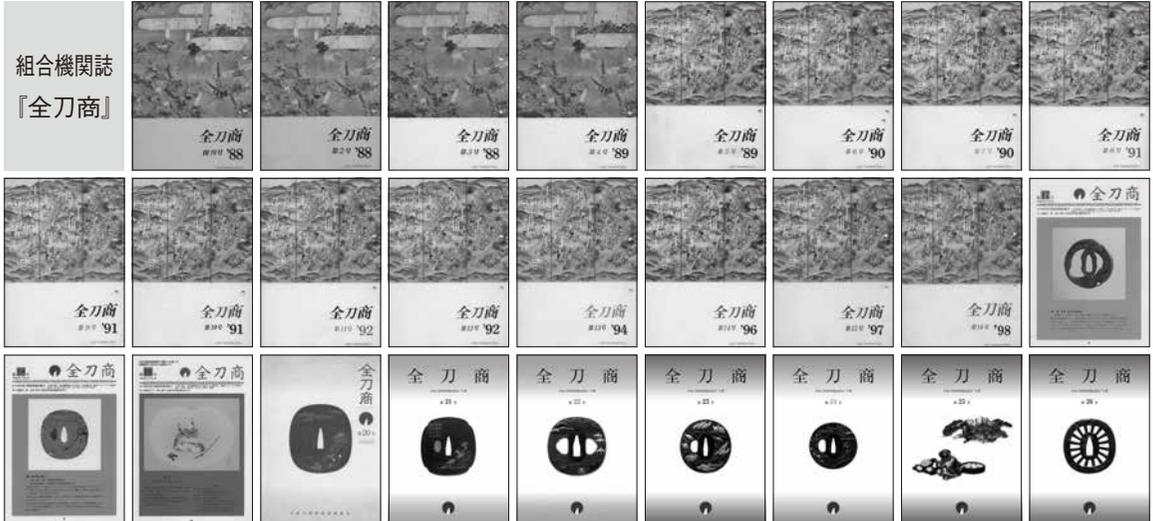
30年間の組合について思う時、どうしても忘れることのできないこれら多くのことを、自分如きが語るのはおこがましい限りであるが、あえて語ろうとしない人になり代わり、また、語れない故人になり代わって一言を呈した次第である。

言い古された言葉ではあるが、「温故知新」、先人の労苦を無駄にすることなく、次代を担う指導者には新しい知恵や知識のもと、組合を導いてくれることを切に望むばかりである。

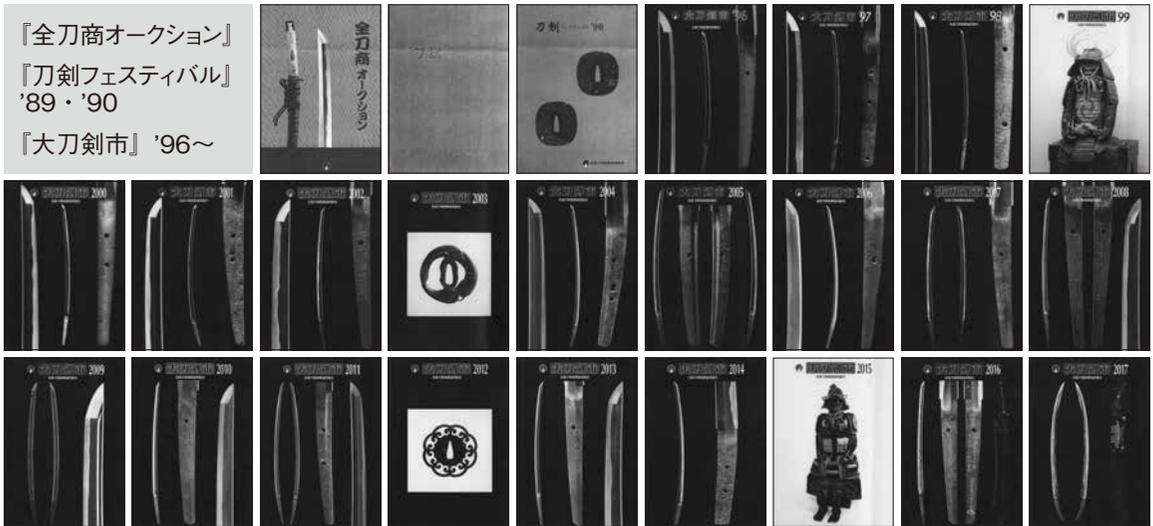
(筆者の理事長在任は平成23～28年度)

組合発行物

組合機関誌
『全刀商』



『全刀商オークション』
『刀剣フェスティバル』
'89・'90
『大刀剣市』'96～



特集 共同販売事業の成果

組合だより
共同販売事業の意義

大刀剣市七出席して
大刀剣市
中巻一

平成4年2月～12年2月

第1号 刀界ニュース
THE TOKAI NEWS

刀剣のための
刀界ニュース創刊

大刀剣市開催中

平成6年8月～平成7年4月

刀剣界

【読者対象】平成23年9月27日開始
全日本刀剣商協同組合連合会の
『大刀剣市』開催で震災復興支援

刀剣界

平成23年9月～



全刀商 第27号

平成30年8月15日発行

発行所 全国刀剣商業協同組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目18番10号 新宿スカイプラザ1302

Tel 03(3205)0601 Fax 03(3205)0089

発行人 清水 儀孝

編集 『全刀商』編集委員会

赤荻 稔 飯田慶久 伊波賢一 大平岳子 大西康一 木村義治 佐藤 均 猿田慎男 嶋田伸夫 生野 正 瀬下 明 土子民夫 網取謙一
土肥豊久 服部暁治 松本義行 冥賀吉也 持田具宏 吉井唯夫 編集顧問／深海信彦
